

津市教育振興ビジョン

平成30年4月

津市教育委員会

はじめに

津市教育委員会は、平成20年12月に「津市教育振興ビジョン」を策定し、「夢をもち、国際社会に生きる自立した元気な人づくり」を基本目標として、平成24年度までを前期、平成25年度から29年度までを後期とする基本計画のもと、学校教育の推進をはじめ、生涯学習の推進、青少年の健全育成などの施策を展開してまいりました。

この間、少子高齢化や情報化、国際化などの進行による社会全体のさらなる変化は、教育の分野にもさまざまな影響をもたらし、学校の抱える課題はさらに増え続ける傾向が見られます。

このような中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日から施行されました。そして、津市においては、法改正に伴い、新たに設置された市長と教育委員会で構成される総合教育会議を改正法施行の初日に開催し、さらにその後の同会議における協議を経て、平成29年1月に「津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」が策定されました。本教育大綱では、さまざまな教育課題がある中で、今取り組まなければならない優先事項を、「教員が子どもたちと向き合う時間の確保」をはじめとする3つの着眼点に絞って示しています。

今回、お示しする「津市教育振興ビジョン」は、教育大綱を着実に推進するため、これまでの津市教育振興ビジョンの成果と課題を明らかにしながら、新たな津市総合計画における基本構想や基本計画を踏まえて策定いたしました。

これからの社会を創り出していく子どもたちが、夢や希望を持ち続けながら、自ら未来を切り拓いていく力を育んでいくことは、教育行政に課せられた使命であると考えます。この使命の実現とともに、市民の皆様が、生涯にわたって学び続けることができる環境の整備に向け、本ビジョンの推進に全力で取り組んでまいります。

最後に、本ビジョンの策定にあたりまして、貴重なご意見ご提言を賜りました皆様に深く感謝申し上げます。今後とも、津市の教育行政の推進、発展のために、市民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成30年4月

津市教育委員会

教育長 倉田 幸則

目 次

第1章 津市教育振興ビジョン策定にあたって

1 津市教育振興ビジョン策定の背景と目的	1
2 津市教育振興ビジョンの位置付け	
(1) 計画の位置付け	2
(2) 津市教育大綱	3
(3) 津市教育振興ビジョン計画期間	6
3 津市教育振興ビジョン基本構想	7
4 津市教育振興ビジョンの施策体系図	8

第2章 津市教育振興ビジョンの基本目標及び基本施策

1 津市教育振興ビジョンの基本目標①

「夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり」

● 津市教育振興ビジョンの基本施策1

「幼児教育の充実」

(1) 学びにつながる幼児教育の推進	10
(2) 教員の資質向上	12
(3) 小学校教育への円滑な接続	14
(4) 幼児期の豊かな心を育む教育の推進	16

● 津市教育振興ビジョンの基本施策2

「学校教育の充実」

(1) 小中一貫教育の推進	18
(2) 学力の向上	20
(3) グローバル化に対応した教育の推進	24
(4) 人権教育の推進	26
(5) 道徳教育の推進	30
(6) 豊かな心を育む読書活動・文化芸術活動の推進	32
(7) 体力の向上と部活動の適切かつ効果的な運営	34
(8) 特別支援教育の推進	36
(9) 外国につながる子どもの教育の充実	40
(10) 健康教育・食育の推進	44
(11) 情報モラル教育とICTの効果的な活用	48
(12) 教職員の資質向上をめざした研修の充実	50
(13) 子ども理解につながる環境づくり	52

● 津市教育振興ビジョンの基本施策3

「安全安心な教育環境の推進」

(1) いじめや暴力のない学校づくりと教育相談体制等の充実	54
(2) 子どもたちの安全・安心の確保	58

- (3) 防災教育・防災対策の推進……………60
- (4) 大規模改造工事の実施……………62
- (5) 教育環境の向上……………63

2 津市教育振興ビジョンの基本目標②

「地域に根差した教育の充実」

● 津市教育振興ビジョンの基本施策4

「地域とともに進める教育」

- (1) 地域とともにある学校・園づくり……………64
- (2) 家庭教育の支援……………66
- (3) 家庭・地域との連携体制の確立……………68
- (4) 放課後児童クラブの充実……………70
- (5) 放課後児童クラブの支援……………71
- (6) 放課後子供教室の取組……………73
- (7) 青少年の健全育成……………74

3 津市教育振興ビジョンの基本目標③

「自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて」

● 津市教育振興ビジョンの基本施策5

「生涯学習の推進」

- (1) 生涯学習活動の支援……………76
- (2) 社会教育施設等の整備・充実……………78
- (3) 地域における人権教育の推進……………80
- (4) 図書館機能の充実……………82
- (5) 読書活動の推進……………84

● 津市教育振興ビジョンの基本施策6

「歴史的資源の保存活用」

- (1) 文化財の保存と活用……………86
- (2) 伝統文化の継承……………88
- (3) 歴史資料の公開・活用……………90

第1章 津市教育振興ビジョン策定にあたって

1 津市教育振興ビジョン策定の背景と目的

現在、グローバル化や情報化、価値観の多様化が進むなど、社会情勢の変化により、子どもたちを取り巻く環境が変化する中、津市に生まれ育っていく子どもたちが夢や希望を持ち続けながら、未来をしっかりと生き抜く力を身に付けることが必要です。

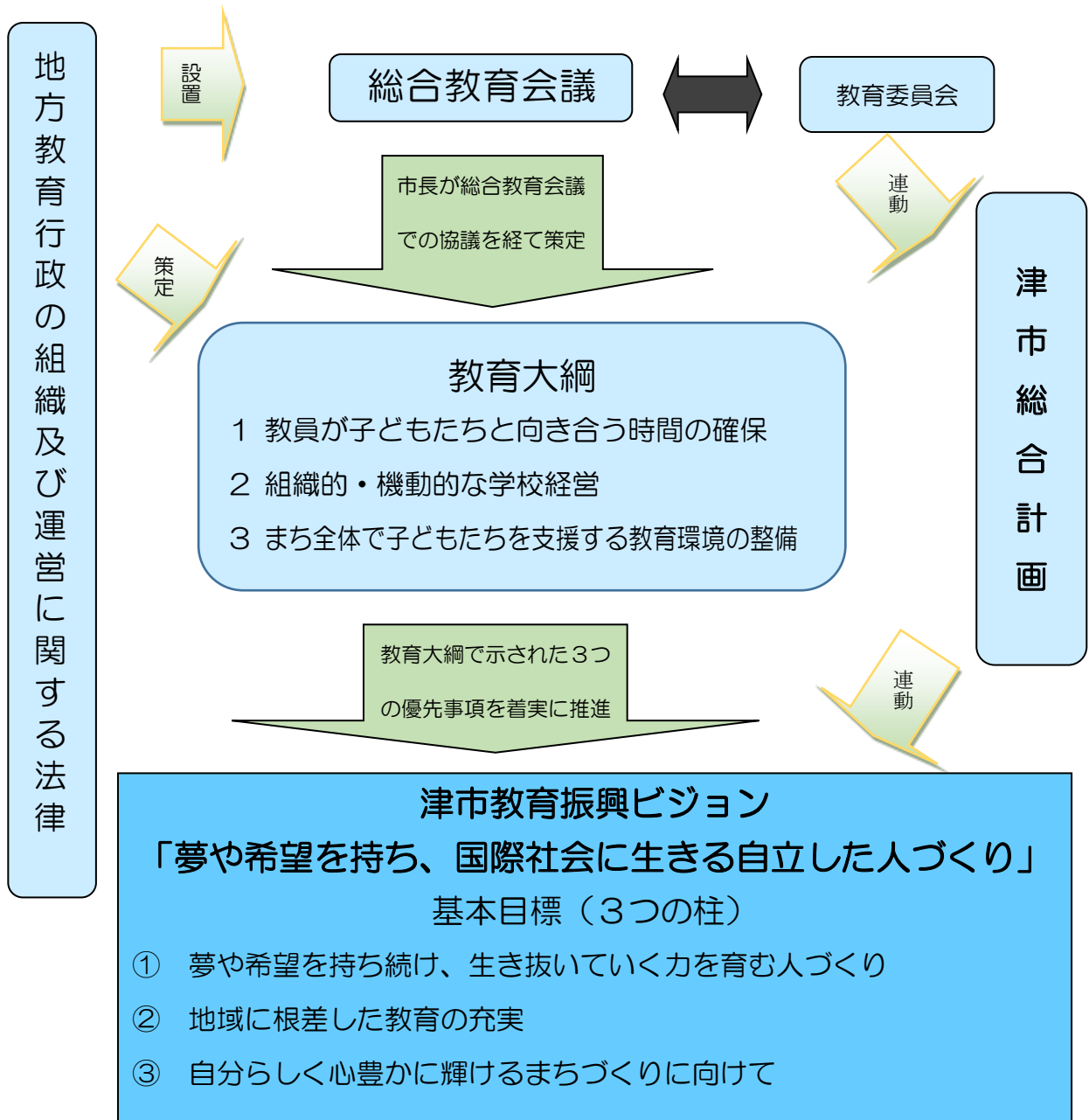
一方、平成27年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育大綱を定めるものとされました。市長や教育委員が教職員や保護者の皆さんから直接お聞きした御意見を踏まえ、市長が、総合教育会議での協議を経て、優先して取り組む事項を「1 教員が子どもたちと向き合う時間の確保」、「2 組織的・機動的な学校経営」、「3 まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備」の3つに絞り、平成29年1月に「津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定しました。

今回策定する新しい津市教育振興ビジョンは、教育大綱に定める3つの優先事項を着実に推進するための計画です。この中では、平成25年4月に策定した同ビジョンで示した施策・事業の進捗状況の検証・評価及び教育に関する現状の課題把握を行うとともに、それらを踏まえて継続すべき取組や新たに対応すべき課題を明らかにしています。その上で、今後、津市がめざす教育の方向性や目標を具体的かつ体系的に明らかにして取り組んでいくものであります。

2 津市教育振興ビジョンの位置付け

(1) 計画の位置付け

津市教育振興ビジョンは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新たに設置されることとなった総合教育会議の中で、市長が教育委員会と十分な協議を重ねた上で策定された教育大綱や津市総合計画における基本構想、基本計画を踏まえた計画であります。また、国の第3期の教育振興基本計画を策定する過程で示された「今後の教育施策に関する基本的な方針」を参酌しています。その上で、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する津市の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものであります。



（２）津市教育大綱

津市では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本となる教育大綱を策定しています。

津市教育振興ビジョンには、津市教育大綱にある今取り組まなければならない具体的な施策が位置付けられています。

津市教育大綱

１ 教員が子どもたちと向き合う時間の確保

子どもたちの学力を向上させるために教員が子どもたちと向き合う時間を確保します。

価値観の多様化が進むこれからの社会を子どもたちが生き抜くためには、基本的な知識の定着だけでなく、他者との対話を通じて、思いや考えを積極的に言葉にしながら自分の考えをまとめ、多様な考えを取り入れることによって、一人ひとりが自分で答えを導き出すような学力が求められています。

また、学校現場を取り巻く環境が複雑化する中、教科指導や生徒指導を一体的に行っている教員に様々な課題が集中していることから、授業等の教育指導に専念できる環境の整備が求められています。

このため、教員が子どもたちと向き合う時間を確保することにより、子どもたちへの理解をさらに深めるとともに、授業力の向上を図り、子どもたちの学力を向上させます。

着眼点

- ① 期待される教員の姿
- ② 人的支援の充実
- ③ 特別な支援が必要な子どもたちへの支援
- ④ 学校教育と幼児教育の連携強化及び学校教育と連携した家庭教育の充実
- ⑤ 部活動
- ⑥ 小中一貫教育

2 組織的・機動的な学校経営

子どもたちや保護者に信頼される学校となるよう、組織的・機動的に学校を経営します。

社会の変化が速く、また価値観の多様化が進む中、学校経営に様々な対応力が求められています。

社会に開かれ、地域とともにある学校として、地域住民や保護者の方々が学校経営への理解を深め、積極的に参画いただくことで、地域、家庭、学校が役割を分担して、学校が抱える様々な課題に取り組んでいく必要があります。

このため、学校長がリーダーシップを発揮することにより、自ら示す教育のビジョンの下で、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働し、組織的・機動的に教育活動に取り組むことができる学校経営を実践し、これまで以上に子どもたちや保護者から信頼される学校をつくります。

着眼点

- ① 効率的・効果的な学校運営
- ② 安心して学べる学校
- ③ 先進的な学校経営
- ④ 学校のさらなる防災力の強化

3 まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備

子どもたちを中心に地域とともにある教育環境を整備します。

コミュニティの変容や核家族化により、子どもたちが人と関わり、多様な環境から学ぶ機会が減少している一方、ワーク・ライフ・バランスの観点から、保護者が安心して子どもを育て、仕事等との両立を図ることのできる環境が求められており、まち全体で子どもたちを見守り育んでいく必要があります。

このため、地域コミュニティの核となる学校施設の整備、子どもたちの放課後等の居場所づくりや幼児教育の充実、新たな社会教育の展開など、公共施設等総合管理計画との整合の下、まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備を進めます。

着眼点

- ① 学校施設の整備
- ② 地域とともにある学校施設整備
- ③ 登下校時の子どもたちの安全安心
- ④ 放課後児童クラブの充実
- ⑤ 認定こども園の整備
- ⑥ 新しい時代にふさわしい社会教育環境の整備

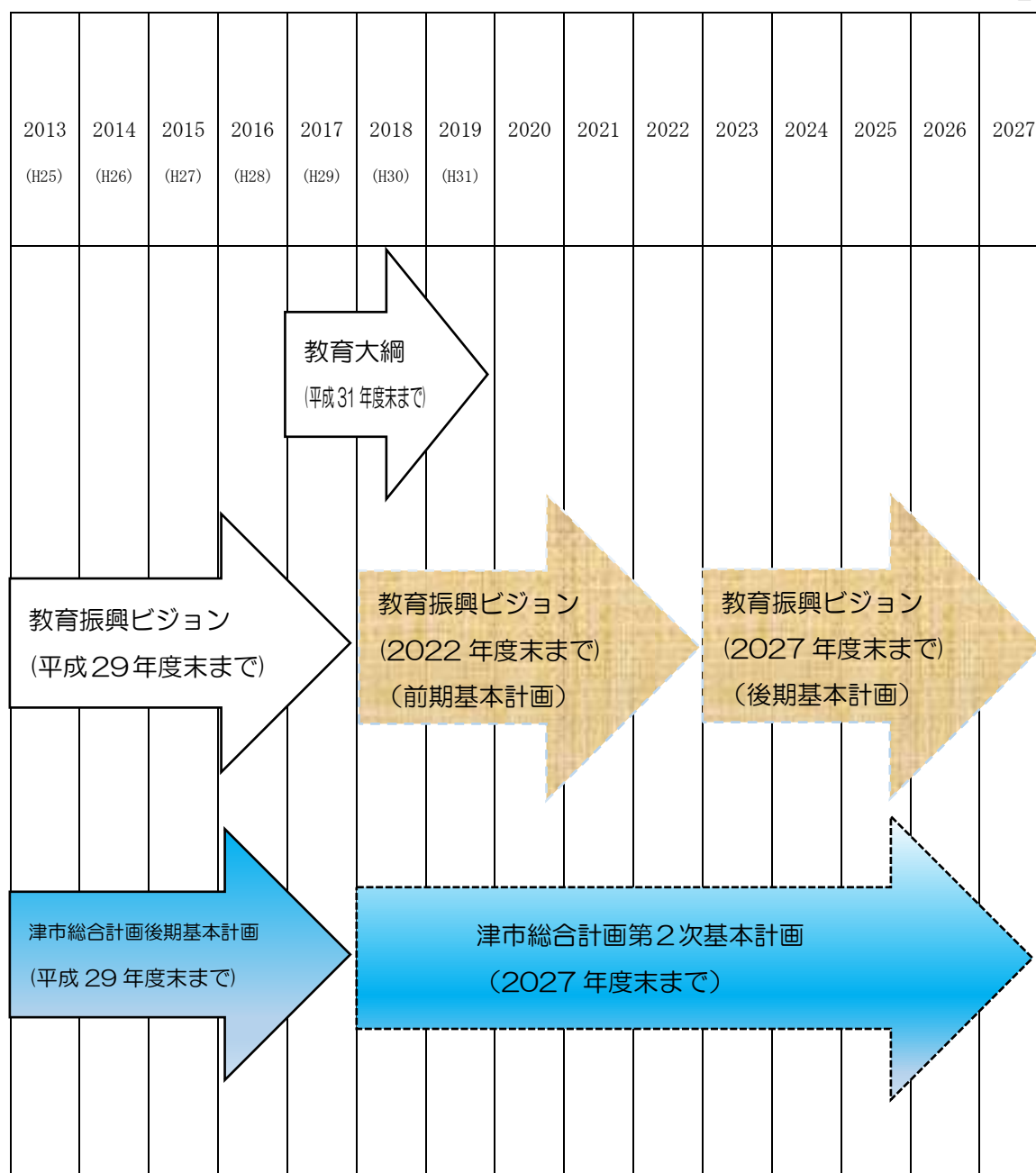
本大綱の対象期間は、平成31年度末までです。

(3) 津市教育振興ビジョン計画期間

津市教育振興ビジョンの計画期間は、10年先を見据え、5年間（2018年（平成30年）度から2022年度まで）を前期基本計画とし、2022年度に見直しを行い、2023年度から2027年度までの後期基本計画を策定していきます。なお、教育大綱は、平成31年度末までを計画期間としております。

ただし、教育大綱の見直し、社会情勢の変化、国・県の制度等の改正により、必要に応じて内容の見直しを行います。

西暦



3 津市教育振興ビジョン基本構想

夢や希望を持ち、国際社会に生きる自立した人づくり

「夢や希望を持ち、国際社会に生きる自立した人づくり」を基本構想に、「夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり」、「地域に根差した教育の充実」、「自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて」の3つの視点から、自立した人づくりをめざします。

● 基本目標の3つの視点

① 「夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり」

価値観の多様化・国際化が進むこれからの社会を、子どもたちが夢や希望を持ち続け、自他の人権を尊重し、望ましい人間関係を築きながら、たくましく生き抜いていくための力に富む人づくりをめざします。

そのため、教員が子どもたちとしっかり向き合い、子どもたちへの理解を深めるなかで、幼児教育及び学校教育の充実に努めます。

さらに、平成26年度に始まった小中一貫教育については、「みさとの丘学園」の成果を生かしながら、今後も9年間を中学校区が一体となって保護者や地域と連携し、子どもたちの学力向上と学校生活への充実に図り、豊かな人間性や社会性を育てる支援を行います。

② 「地域に根差した教育の充実」

社会に開かれ、地域とともにある学校として、地域、家庭、学校の連携を一層推進します。

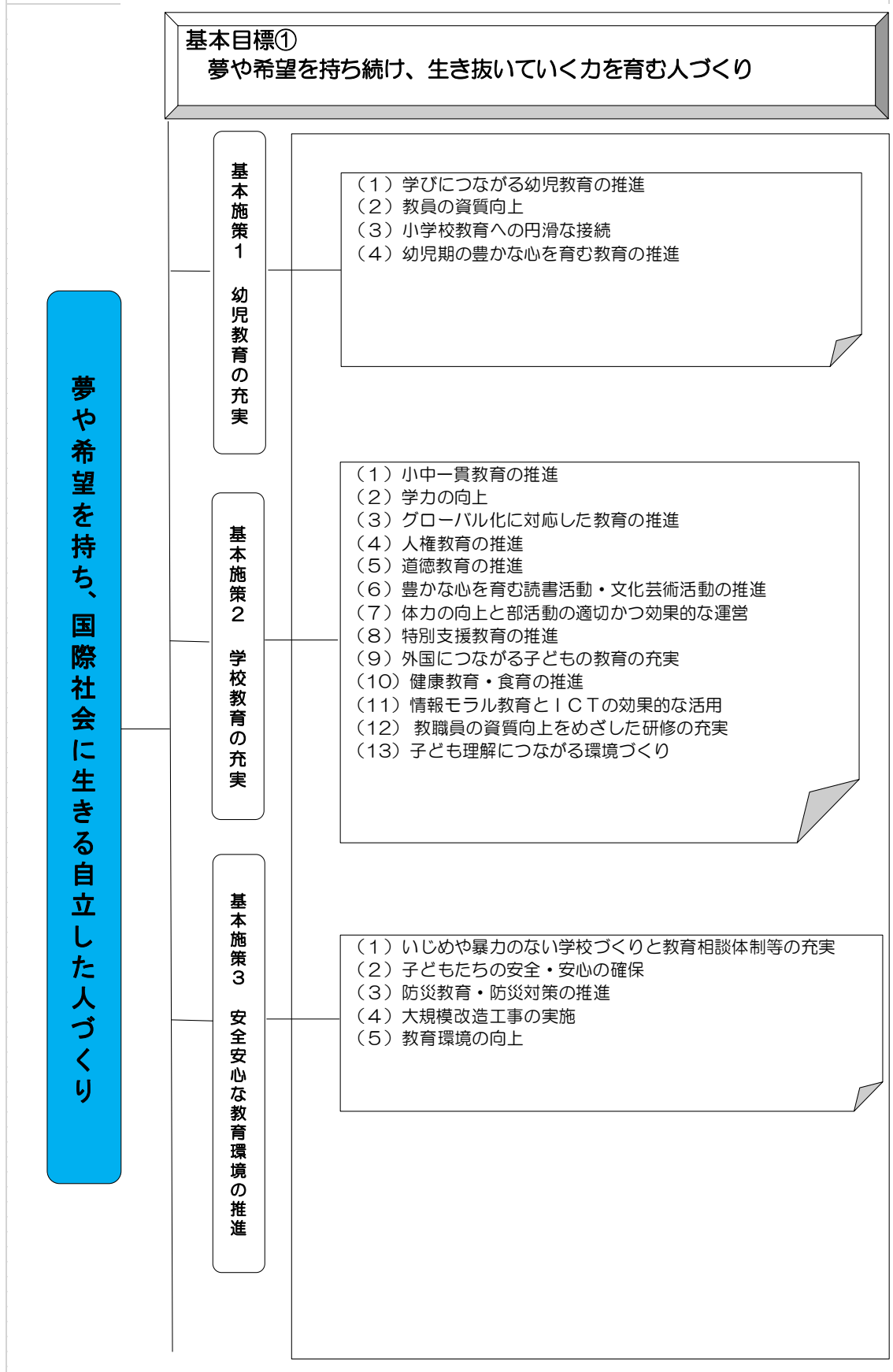
また、子どもたちが郷土を愛するとともに、自他を尊重し、社会に貢献しようとする心を育成するため、学校と地域が相互に連携・協働し、まち全体で子どもたちを見守り育む支援をする地域とともにある教育環境づくりをめざします。

③ 「自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて」

公民館等の社会教育施設を中心とした多様な学習機会の充実に図り、生涯にわたって誰もが安心して学べる環境づくりに努めます。

また、地域コミュニティの核となる社会教育施設等の整備・充実を進めるなど、心豊かに輝けるまちづくりをめざします。

4 津市教育振興ビジョンの施策体系図



夢や希望を持ち、国際社会に生きる自立した人づくり

基本目標② 地域に根差した教育の充実

基本施策4 地域とともに進める教育

- (1) 地域とともにある学校・園づくり
- (2) 家庭教育の支援
- (3) 家庭・地域との連携体制の確立
- (4) 放課後児童クラブの充実
- (5) 放課後児童クラブの支援
- (6) 放課後子供教室の取組
- (7) 青少年の健全育成

基本目標③ 自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて

基本施策5 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習活動の支援
- (2) 社会教育施設等の整備・充実
- (3) 地域における人権教育の推進
- (4) 図書館機能の充実
- (5) 読書活動の推進

基本施策6 歴史的資源の保存活用

- (1) 文化財の保存と活用
- (2) 伝統文化の継承
- (3) 歴史資料の公開・活用

(1) 学びにつながる幼児教育の推進

【施策のねらい】

幼児の主体的な遊びや活動を通して、様々な学びにつながる幼児教育の推進に努めます。

【現状と課題】

- ア 幼児期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す上で極めて重要であることから、幼稚園、認定こども園、保育所が互いに連携しながらその充実を図っていくことが求められています。
- イ 社会の変化に伴い、幼児の育ちをめぐる環境が大きく変化したことにより、幼児の遊びや生活体験の減少をはじめ、コミュニケーション能力・体力の低下等が課題となっています。幼児期においては、それらの基盤となる力を育てていくことに力を入れていくことが必要です。
- ウ 少子化による幼児人口の減少や、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要の増加により、幼稚園においては、園児数の減少が課題となっています。集団生活の中で幼児が遊びを通じた学びを獲得していくためには、適正規模の教育環境の確保に努めていくことが必要です。

【今後の方向性】

- 幼児教育カリキュラムの作成
 - ・ 幼稚園、認定こども園、保育所間の連携を図りながら、幼児教育の充実をめざした「幼児教育カリキュラム」を作成します。
- コミュニケーション能力の育成
 - ・ 幼児が友達と意思を出し合ったり、互いに協力し合ったりする経験を大切にする保育を推進し、幼児の社会性を育む教育の充実を図ります。
- 幼児の体力向上
 - ・ 学校教育と連携した幼児期の運動遊びの研修会等を実施し、遊びを通して体を動かすことの楽しさを味わえるような活動の研究を進めるとともに、発達

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策1 幼児教育の充実

に応じた幼児期からの一貫した教育実践の充実を図ります。

● **幼稚園の教育環境の確保**

- ・ 幼児が友達との遊びや活動を通して、満足感や達成感を味わったり、友達との協同性を育んだりすることのできるさらなる環境づくりの充実に努めます。
- ・ 適正規模の教育環境を実現する手法の一つとして、幼保連携型認定こども園の整備等について「津市子ども・子育て支援事業計画」との調整を図りながら、関係部局とともに検討を進めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
学校教育と連携した運動遊びの研修会の実施回数	年1回	年2回以上
適正規模の教育環境の整備	園児数20人未満 の幼稚園14園	園児数20人未満 の幼稚園9園

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策1 幼児教育の充実

(2) 教員の資質向上

【施策のねらい】

社会の変化や多様な教育ニーズに対応できるよう、教員の資質向上をめざします。

【現状と課題】

- ア 多様な幼児教育のニーズに応えるため、教員一人一人が、広く多様な見識を得るとともに、それらを幅広く還流するなど、教員の資質向上をめざした取組が求められています。
- イ 今後、幼稚園、認定こども園、保育所においては、互いに連携しながら、幼児一人一人の学びを大切にした質の高い幼児教育をめざした取組を行っていく必要があります。そのため、互いの教育・保育内容を深く理解するよう努めることが必要です。

【今後の方向性】

- 園内研修の充実
 - ・ 研修時間の確保や持ち方を工夫しながら、日々の保育につながる園内研修の充実に努めます。
- 研修及び先進地視察
 - ・ 全国規模の研究大会への参加や課題に即した先進地視察等を実施し、幼児教育の現状や国の動きに対応できるよう、教員の資質向上を図ります。
- 幼保相互派遣研修※等の継続実施
 - ・ 幼稚園教員及び保育士による保育所、幼稚園、認定こども園への相互派遣研修等を通して、互いの教育・保育内容や業務等を学びながら教員の資質向上を図ります。

※ 幼保相互派遣研修・・・幼稚園・保育所等の職員が、相互に保育所、幼稚園へ出かけ一日を通した業務を行う研修によりそれぞれの特性を理解し、必要な知識・技能・技術・態度を高めることを主たる目的とした研修。

- 公開保育実践研究会への積極的な参加

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策1 幼児教育の充実

- ・ 幼稚園、認定こども園、保育所の職員が互いに公開保育実践研究会に参加し、教育・保育の相互理解に努めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
幼稚園と保育所・認定こども園の職員が、互いに公開保育実践研究会へ参加した割合（園数）	41.7%	80.0%



【幼稚園と保育所の連携の様子】

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策1 幼児教育の充実

(3) 小学校教育への円滑な接続

【施策のねらい】

幼児教育と小学校教育について、子どもの育ちや互いの保育・教育内容を理解し合うことで、相互の円滑な接続をめざします。

【現状と課題】

ア 幼稚園、小学校、義務教育学校において、園児、児童及び職員間の交流が定着しつつあります。さらには、認定こども園、保育所の職員とともに相互に保育・授業を参観したり、互いの保育・教育内容について合同研修を行ったりすることにより、「学び」と「育ち」の連続性・一貫性を図りながら、円滑な接続がなされるよう共通理解を深めていくことが必要です。

【今後の方向性】

- 園児・児童の交流活動の充実
 - ・ 幼稚園、認定こども園、保育所、小学校及び義務教育学校の園児・児童間の交流活動において、事前・事後の話し合いにより、相互理解を深めながら、体験的な交流活動の充実を図ります。
- 合同研修会の継続的な実施
 - ・ 保幼小合同研修会を継続実施することにより、互いの保育・教育内容や子どもの発達等についての共通理解を深めます。
- 相互参観、事例検討会等の実施
 - ・ 関係職員による公開保育・公開授業や事例検討会を実施し、参観した場面や事例を通して、職員間の子ども理解を深めます。
- 接続期カリキュラムの検討
 - ・ 幼児教育と小学校教育との接続期の「学び」と「育ち」の連続性・一貫性を保障する接続期カリキュラムについての検討を進めます。
- わくわくドキドキ英語体験の実施
 - ・ 小中学校の外国語指導助手(ALT)との連携により、幼稚園の保育の中に、英語を使ったゲームや歌等を取り入れ、楽しく英語に触れる「わくわくドキドキ英語体験」を実施し、外国の文化や英語への興味、関心の芽を育みます。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策1 幼児教育の充実

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
接続期カリキュラムの検討を行っている幼小の割合	11.8%	50.0%

※ 現状は、平成28年度時点の数値。



【保幼小合同研修会の様子】

(4) 幼児期の豊かな心を育む教育の推進

【施策のねらい】

豊かな心を育みながら、自分の大切さとともに他の人の大切さも実感できる環境づくりを進め、自尊感情や自己表現力を培います。

【現状と課題】

ア 少子化や核家族化等、子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもたちは他者と関わる機会が少なくなっています。このことにより、子どもの中にコミュニケーション能力の低下や、他者との関わりを苦手とする課題が見られます。幼児期から他の人の痛みに関心できる感性を育てたり、自尊感情や自己表現力を培ったりするなど、子どもの成長過程全体を想定し、発達段階に応じた活動を展開することが必要です。

イ 子育てへの不安や悩みを誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまう保護者が増加する傾向にあり、ネグレクトや児童虐待に至ってしまうこともあります。そうした課題の解決を図るため、小中学校や関係機関と連携し情報の共有を進めるとともに、保護者の不安や悩みに寄り添い支援できるよう教職員のさらなる資質向上が必要です。

【今後の方向性】

● 豊かな心を育む指導の充実

- 身近な自然物に親しむ機会や、劇・音楽等の鑑賞や表現活動等を通して、豊かな感性を育む環境づくりに努めるとともに、自分や他の人を大切に思う心を育む指導の充実を図ります。
- 地域の方や外部講師を招いて、子どもたちが自分や友達、命の大切さについて考える機会を持ったり、自尊感情や自己表現力等を培う絵本の読み聞かせを実施したりする取組を支援します。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策1 幼児教育の充実

● **校種間連携の充実**

- 各中学校区の人権教育研修等の機会を通じて教職員の校種間連携に努めるとともに、園内での教職員研修をさらに充実させ、幼稚園教諭の指導力の向上を図ります。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
親子芸術鑑賞の機会を取り入れている幼稚園の割合	77.1%	100%



【絵本の読み聞かせの様子】



【地域の方との交流の様子】



【親子人形劇鑑賞の様子】

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

(1) 小中一貫教育の推進

①

【施策のねらい】

9年間を見通した系統的かつ連続的な教育活動により、学力の向上や学校生活の充実とともに子どもたちの豊かな人間性や社会性を育てます。

【現状と課題】

ア 就学前や中学校への入学といった節目の時期には、生活環境や学習環境の著しい変化があるため、小1プロブレム*や中1ギャップ*等、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があります。

※ 小1プロブレム・・・小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かない等、学校生活になじめない状態が続く現象。

※ 中1ギャップ・・・小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

イ 小中一貫教育を推進するにあたっては、めざす子ども像を各学校間、教員間で共有するとともに、教科指導等において、系統立てた基本カリキュラム等の十分な活用が求められています。

ウ 保育所や幼稚園との連携を大切にしながら、小中の教職員が各中学校区のめざす子どもの姿を共有化し、子どもたちの現状や課題を踏まえ、発達段階に応じて系統立てた人権教育を推進する必要があります。

【今後の方向性】

● 幼児期からの一貫した教育の推進

- ・ 小中一貫教育の体制を十分に生かし、校種を超えた教職員の交流や就学等における引継ぎ方法について、より一層学校・園の連携体制を強化できるよう支援し、子どもたち一人一人の学習意欲の向上及び能力の伸長を図っていきます。
- ・ 各中学校区における基本カリキュラムを十分に検証し、有効性のある基本カリキュラムの在り方について研究していきます。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「英語教育」「特別の教科 道徳」等のテーマについて、各学校が実践的な研究を行い、その成果をそれぞれの中学校区に還流し合いながら、互いに指導力等を高め合うことをめざします。
- **家庭と連携した取組**
 - ・ 子どもたち一人一人の学習意欲向上に向けて、家庭学習の習慣化やノーメディアデーの取組等、家庭と協働できる体制づくりに努めます。
- **義務教育学校の取組**
 - ・ 義務教育学校の9年間を見通した取組を、様々な視点から検証し、その課題を見極め、英語教育の取組等の成果を各中学校区で生かしていけるように努めます。
- **人権教育カリキュラムの実践と検証**
 - ・ 各中学校区においての保幼小中の系統性を大切にした人権教育を推進していくために、人権教育カリキュラムに基づいた授業実践公開や中学校区の教職員が共に学び合うことのできる教職員研修会を実施していきます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
近隣等の小中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合（※）	小学校 72.0% 中学校 90.5%	小学校 100% 中学校 100%
人権教育カリキュラムに基づく授業公開を伴う中学校区人権教育実践交流会の実施の割合	-----	80.0%

※ 全国学力・学習状況調査学校質問紙で、「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」と回答した学校の割合（文部科学省）

(2) 学力の向上

【施策のねらい】

子どもたちが、わかること、できることを実感し、主体的・協働的に学び、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を育てます。

【現状と課題】

ア グローバル[※]化や技術革新等が進み、社会や産業の構造が大きく変化することが予想されます。これからの社会では、激しい変化や困難を乗り越えるために、他者と協働しながら何かを創り出していく力や、未来を切り拓いていく力が求められます。

※ グローバル・・・国境を越えて地球全体に関わるさま。

イ 学校教育においても、社会の変化を意識して、意欲的に学習に取り組もうとする姿勢を育て、社会で役立つ知識・技能を習得し、いかなる状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を子どもたちに身に付けさせていく必要があります。そのためには、これまでの学習過程や授業の在り方を見直し、主体的・対話的で深い学びの実現をめざすことが大切です。

ウ 全国学力・学習状況調査における津市の平均正答率は、平成25年度から平成29年度まで、全国平均を下回る傾向にあります。学力向上の取組として、子どもたちがわかること、できることを実感できるよう、授業研究に基づく授業改善の充実が求められています。

エ 全国学力・学習状況調査の児童生徒及び学校に対する質問紙調査からは、子どもたちの生活習慣や読書習慣に課題がみられることから、学校と家庭の連携を一層強化していく必要があります。

オ 子どもたちが成長していくために、教育委員会、学校、家庭及び地域が、子どもたちの実態からそれぞれの役割を見直し、授業改善、学習習慣及び生活習慣の確立等の具体的な取組につなげていく必要があります。

カ 子どもたちが、自分の将来との関係につながりを意識できる授業や体験学習など、日頃からキャリア教育の視点を持った教育活動を計画的に実施する必要があります。また、職場体験をはじめとする就業に対する理解を深める取組については、家庭・地域と連携をしていく必要があります。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

【今後の方向性】

● 授業改善に向けた取組

- 主体的・対話的で深い学びを実現するために、子どもたちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学習過程を組み立てていくことが重要であるため、内容と方法の両方を重視した授業改善に取り組めます。
- 「津市版授業改善マニュアル」
(平成28年度発行・毎年度改訂)
等を活用し、全国学力・学習状況調査から見えてきた課題や新学習指導要領の内容を踏まえ、授業改善を図ります。
- 教科間のつながりを意識した教育課程全体の改善に取り組むとともに、各学校において、校内研修担当者や指導教諭等、授業改善の中心的な役割を果たすミドルリーダーの育成を図ります。また、新規採用教職員が増えていることから、若手教員の授業力向上を図ります。



【中学校での授業の様子】



【「津市版授業改善マニュアル」より】

● 家庭や地域と連携した取組

- 子どもたちの充実した学校生活や意欲的な学習態度は、家庭の学習習慣や生活習慣と密接な関係があります。自主的な学習習慣や規則正しい生活習慣が身に付けられるよう、「津市版家庭学習マニュアル」(平成28年度発行)等を活用し、宿題等の具体的な内容について提示し、一人一人の子どもたちが家庭学習や生活習慣を見直すことができるよう支援します。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

- 家庭学習については、基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、宿題や授業の予習・復習及び「生活習慣・読書習慣チェックシート」や「津市版家庭学習マニュアル」等を活用した読書活動について、一人一人の学習環境や発達段階に応じた指導・支援の充実に向けて、学校と家庭が連携し、一体となって取り組みます。



【「津市版家庭学習マニュアル」より】

- 学力の向上を図るために、基本的な生活習慣の定着が大切であると考えられることから、津市中学生「ケータイ安全利用宣言」※等を活用し、子どもたちが携帯電話やスマートフォンの使い方等について、自ら考え行動することができるようにするとともに、生活習慣の改善等について学校、家庭及び地域との連携を図ります。

※ ケータイ安全利用宣言・・・平成27年度に津市立のすべての中学校の生徒代表者によって作成された携帯電話やスマートフォン等の利用にあたってのルールを宣言したもの。

- 学校が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」についての目標や方向性を保護者や地域住民と共有し、一体となって子どもたちを育む取組を支援します。

● キャリア教育の視点を取り入れた教育活動

- 各学校において、子どもたちや地域の実態に応じた各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動等における横断的な学習計画を策定し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。
- 職場体験学習や地域のゲストティーチャーとの関わりの中で、自らの地域や社会に対する認識を深めるとともに、子どもたち一人一人が、キャリアを設計していくために必要な能力や態度を身に付けることができるよう地域や家庭と連携した取組を進めます。



【中学校職場体験学習の様子】

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
授業の内容はよく分かると回答している子どもたちの割合	小学生 国語84.0% 算数83.0% 中学生 国語81.4% 数学73.5%	小学生 国語88.0% 算数88.0% 中学生 国語84.0% 数学77.0%
学校に行くのは楽しいと思っていると回答している子どもたちの割合	小学生86.8% 中学生81.4%	小学生 100% 中学生 100%

※ 全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙で、「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」「そう思う」及び「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童生徒の割合（文部科学省）



【小学校での中学校生の読み聞かせの様子】



【外国語活動の様子】

(3) グローバル化に対応した教育の推進

【施策のねらい】

子どもたちが国際的な視野を持ち、自分の考えを発信し、異なる文化を受け入れながら社会や世界と関わっていく力を育てます。

【現状と課題】

- ア 経済、産業、文化等、多様な面でグローバル化が加速する中、子どもたちにふるさとを誇りに思う郷土愛を身に付けることが求められています。また、異文化理解の精神、主体性、コミュニケーション能力等を身に付けて、様々な分野で活躍できる人材の育成が求められています。
- イ 2020年度に、小学校の新学習指導要領が全面実施となり、小学校3・4年生で外国語活動、5・6年生で教科としての英語が導入され、英語教育の充実が求められていることから、教員の指導力向上に向けた取組を進める必要があります。
- ウ 社会生活や日常生活の様々な場面で、英語でコミュニケーションを図る機会が増えることが予想されることから、子どもたちが英語に興味・関心を持ち、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する必要があります。
- エ 異文化交流を通して、様々な国や地域の文化を理解するとともに、多くの人々と触れ合い、コミュニケーションを図る機会を増やしていく必要があります。
- オ 郷土に対する思いや誇りを育むためには、キャリア教育、郷土教育、道徳教育等を通して、体系的に取り組むことが必要です。

【今後の方向性】

● 学んだことをどのように使うのかを意識した英語教育の推進

- ・ 児童生徒の発達段階に応じて、英語の学習到達目標を設定し、その達成に向けて授業力の向上を図り、積極的に英語でコミュニケーションができる能力を育みます。
- ・ 新学習指導要領に伴い、小学校3年生からの英語教育を継続的、系統的に進めるとともに、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の5領域を総合的に育成し、実践力を培う英語教育に取り組めます。また、小学校の英語教育を推進するために、指導主事の学校訪問、研修会等を通じて、中心となる教員を育成します。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

- 英語での発信力やコミュニケーション能力等を養うため、児童生徒を対象に「津市版イングリッシュキャンプ」※や、テレビ電話・ビデオレター等を効果的に活用した取組を通して、海外の子どもたち等と交流し、異なる文化や考え方をを持った人々と触れ合ったりするなど、英語でコミュニケーションを図る機会を設けます。

※ 津市版イングリッシュキャンプ・・・津市内の小中学生を対象に、ALT（外国人指導助手）とともに、英語のみを活用した環境の中で様々な活動を行うことで、英語に対する興味や関心を高める取組。

● 郷土に対する思いや誇りを育む取組の推進

- 地域を教材とした体験的な活動等を行うことで、子どもたちが、郷土津市の自然や歴史、文化等について学び、よさを発見するとともに、誇りを持って郷土を語ることができる力を身につけます。
- 他国の人々に自分たちの生活様式や文化を伝える力を育むために、日本や郷土津市について学習したことを積極的に英語で発信しようとする態度の育成に取り組みます。
- 過疎化や伝統文化の継承、環境問題等の課題について、自分にできることを考え、実践できるよう、持続可能な社会の担い手を育む教育を推進します。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
中学校卒業段階で英検3級以上相当の英語力を習得した生徒の割合（※1）	37.4%	60.0%
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答している子どもたちの割合（※2）	小学生38.9% 中学生30.8%	小学生62.0% 中学生50.0%

※1 「公立中学校及び公立高等学校における英語教育実施状況調査」（文部科学省）

※2 全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙で、「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」「そう思う」及び「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童生徒の割合（文部科学省）

(4) 人権教育の推進

【施策のねらい】

子どもたちの発達段階に応じ、あらゆる教育活動を通して、人権の意義・内容や重要性を理解し、それを具体的な態度や行動につなげられるような力を育てます。

また、学校・園、家庭、地域、関係団体等と連携し、地域ぐるみで子どもたちの人権意識を高めていきます。

【現状と課題】

ア 子どもたちの日常の中にも、社会の意識を背景とする様々な人権問題が生じています。このことから、あらゆる教育活動で子どもたちが発達段階に応じて人権に関する知識を学び、その意義と内容を正しく理解し、自他の大切さを認め、具体的な態度や行動へつなぐ人権教育が必要です。

イ 様々な人の生き方に学ぶ学習が人権感覚を育む上で効果的であることから、各学校で取り組まれている出会い学習※のねらいを明確にし、さらに充実させていく必要があります。

※ 出会い学習・・・一人一人が尊ばれ、人権が尊重される社会の現実に向けて活動している人との出会いを通して、その人の思いや願い・生き方などに学び、人権についての理解や認識を深めるとともに、自尊感情や人権感覚を培う学習のこと。

ウ 人権教育を継続的・組織的に展開するため、教職員の確かな人権意識と指導力の向上が求められています。

エ 子どもたちの人権意識の形成については、家庭や地域の影響が大きいことから、保護者や地域住民と連携しながら、日常的に人権意識を高める取組を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

● 子ども人権フォーラムの充実

- ・ 子ども人権フォーラム※をさらに充実させることにより、子どもたちが人権課題の解決を図るために主体的に考え行動できる力を育みます。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

※ 子ども人権フォーラム・・・人権にかかわるテーマのもと、子どもたちが意見交流する場として位置付けられ、異年齢の子どもたちが人権についての学習を基礎とした考え方や体験からの気づきなどを発表し、人権尊重の思いを共有化する機会のこと。



【子ども人権フォーラムの様子】

● 出会い学習の充実

- ・ 人権課題についての確かな見方や考え方を育てるため、地域で様々な人権問題と向き合う人たちの生き方に学ぶ学習に取り組むことを通して、各学校における人権学習が充実するよう支援します。

- ・ 子どもたちが出会い学習を通して自身の生き方や行動を見つめ直すため、目的に沿った講師の選定や計画的な事前・事後学習の取組を支援します。

● 教職員の意識や指導力の向上

- ・ 子どもを取り巻く社会の中の人権に関する問題が多様化する中で、教職員が確かな人権意識と指導力をもって人権教育を進められるよう課題別の教職員研修会や、中学校区の教職員が共に学び合う教職員研修会を実施します。
- ・ 指導主事を派遣し、校内研修会等で指導・助言・資料提供を行い、人権教育の具体的な実践を支援します。

● 地域ぐるみで子どもの育ちを支える体制づくりの支援

- ・ 各地域の人権ネットワーク※の活動を支援し、学校・園、家庭、地域が連携し、豊かな人間関係の形成をめざします。

※ 人権ネットワーク・・・子ども支援ネットワーク、校区人権教育推進協議会等、様々な組織・団体が人権を軸に協働・協力したり、話し合ったりできる場のこと。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実



【子ども支援ネットワークでの研修会の様子】



【子ども支援ネットワークの活動の様子】

- ・ 保護者や地域に対して、人権学習に係る授業公開や学校・園だより、ホームページ等による人権教育の取組の発信をより一層進めていきます。

● 保護者や地域住民を対象とした人権研修会の実施

- ・ 学校・園やPTA、各地域の人権ネットワークと連携して人権研修会を実施し、保護者や地域住民が人権教育を基盤とした子育てや人権について学びあい、深まる機会を作ります。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
人権に係わる子どもたちの自主活動が行われている学校の割合	30.7%	70.0%

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
保護者に対して人権に関する授業を公開している学校の割合	74.7%	90.0%

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

公立園及び小・中・義務教育学校の先生方へ
あなたのクラスの人権学習を応援します！

1 ○○さんに学校に来てもらって子ども達と
出食わせたいな。でも、平日、お仕事をし
てきてもらうのに、何のお礼も・・・

2 子どもを暴力から守るワークショップを実施したいけど・・・

1 ゲストティーチャーとの出会い学習 を組みたいけど・・・
人権教育カリキュラムの作成にともない、ゲストティーチャーとの出
会いを組んでいただくことも増えると思います。
そこでー ○○さんに学校に来てもらって子ども達と出食わせたい
でも、平日、お仕事を休んできてもらうのに、何のお礼もできないし
こんな時には「人権学習推進事業」を使ってください。
「人権学習推進事業」なら、
●出会い学習1回につき、5,000円の現金が支払いで
(ゲストティーチャーに振り込まれるのは所得税を引いた)
●出会い学習で最も大切なのは、先生とゲストティーチャー
事前の打ち合わせ1回分についても同じように通っている

	幼稚園	小学校
平成29年度	5,000円×70回/35園	義務教育学校(前期課程) 5,000円×196回/49校

2 子どもを暴力から守るセミナー を実施したいけど・・・
手冊的な関係で複数クラスある学年で実施することが難しい
セミナーですが、昨年度より、小学校の依頼先が変更
に学年も申し込んでいただけるようになりました。(園につき
じC.A.P.みえに依頼しています。)
※幼稚園3園、小学校・義務教育学校(前期課程)6校
※それぞれの事業には、募集期間や申請期間があります
○「人権学習推進事業」「子どもを暴力から守るセミナー」
お問い合わせは、津市教育委員会事務局人権教育課

【出会い学習チラシ】

人権出前講座のご案内
あなたの学校・園・PTAの
「人権研修会」の企画をお手伝いします！
○お気軽にご相談ください！

●人権ワークショップ：日常生活の中にある思い込みや決めつけな
どふだん思っていない生活の中の人権について考
えます。人とのあたふた関係づくりをテーマ
にしたコミュニケーションワークや子育てや自
尊感等をテーマにしたワークショップなど多
様なテーマでの参加体験型の学習方法を
取り入れた研修です。

●人権ビデオ研修会：人権教育ビデオをみながら、みんな
で気づいたことや感想などを話し合います。
(授業ビデオ等の資料は、こちらでご用意します)

●実践式人権研修：様々な人権課題についてより詳しく学ぶ講義
形式研修です。テーマに応じて人権教育委員会の外部講師の招致に応じます。
※11月～1月にかけては、例年、特に申し込みが集中しますので、早
めにご相談ください。

※お問い合わせは下記まで
津市教育委員会事務局人権教育課 ☎229-3249

「人権出前講座」でお手伝い出来ること
①人権ワークショップのファシリテーター(進行役)を引き受けます。
②研修会の講師を引き受けます。

【人権出前講座チラシ】



【出会い学習の様子】



【PTA 人権研修会の様子】

(5) 道徳教育の推進

【施策のねらい】

発達段階に応じ、多様な価値観を認識し、高い倫理観を持ち、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

【現状と課題】

- ア 「社会をよりよくしていこうとする真摯な努力が軽視される」、「社会全体や他人のことを考えず、個人の利害損得を優先させる」等の社会的風潮が、社会全体の規範意識を低下させるなど、子どもたちの道徳性の育成に大きな影響を与えかねない状況にあります。
- イ 近年、インターネット上での誹謗中傷やトラブル等を発端とした人の生命を軽視する事件が発生しています。子どもたちが自分自身や相手のことをしっかりと考え、情報社会におけるモラル、人の生命の大切さについて理解し、実践していくことができる道徳教育の充実が求められています。
- ウ 小学校は平成30年度、中学校では平成31年度から、道徳教育において「特別の教科 道徳」が実施されます。全職員が共通の認識を持ち、学校全体で道徳教育を進めることが必要です。
- エ 子どもたちの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で、学校・家庭・地域が相互の連携を図りながら道徳教育を進めることが重要です。

【今後の方向性】

● 発達段階に応じた道徳教育の充実

- ・ 学校における道徳教育は、子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものであり、学校の教育活動全体で指導し、家庭や地域社会との連携のもとに進めます。
- ・ 「特別の教科 道徳」において、多様な感じ方や考え方に出会い、交流するなど、子どもたちの発達段階



【道徳の授業の様子】

に応じた適切な指導が学校教育全体を通して行われるよう、体制づくりに努

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

めます。

- ・ 道徳に関する研修会の実施、道徳の時間の授業公開や情報発信等、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図ります。

● 規範意識の醸成

- ・ 人が互いに尊重し協働して社会を創っていく上で、共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識を育む授業づくりに努めるとともに、学校で指導した内容が、家庭や地域の生活の中で生かされるよう、学校・家庭・地域の連携を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、体験的な学習等を充実させるとともに、情報を適切に扱うルールや情報モラルについて考えさせ、適切な活用ができるよう、発達段階に応じた取組を行います。

● 生命を大切にする教育の充実

- ・ 生命を大切にする教育の充実については、道徳の時間を要とし、各教科等との関係性を明らかにした道徳教育の指導計画等に基づき、子どもたちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体で取り組みます。



【関係機関による出前授業の様子】

- ・ 保護者や地域の方々との協力や関係機関との連携のもと、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う教育の充実を図ります。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
「人の役に立つ人間になりたい」と回答している子どもたちの割合	小学生 93.3% 中学生 93.3%	小学生 95.0% 中学生 95.0%

※ 全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙で、「そう思う」及び「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童生徒の割合（文部科学省）

(6) 豊かな心を育む読書活動・文化芸術活動の推進

【施策のねらい】

読書を通じて感性を豊かにし、視野を広げるとともに、言語能力の素地を養います。また、様々な文化芸術にふれ親しむ機会を通じ、豊かな人間性を育みます。

【現状と課題】

- ア 子どもたちが、自ら情報を収集、選択、活用し、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身に付けるために、読書活動を推進していくことが必要です。
- イ 子どもたちは、インターネット等で情報を容易に得ることができるようになり、読書離れが進み、本を読むという習慣が身に付かないという現状がみられます。
- ウ 学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、子どもたちの自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実を図る必要があります。
- エ 様々な芸術活動に出会うことで感性を豊かにするとともに、郷土やわが国の伝統文化に触れることで豊かな情操を培い、子どもたちが生涯にわたって文化や芸術に親しもうとする心情を育てることが大切です。

【今後の方向性】

● 読書活動の推進

- 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、読書習慣を確立するため、学校図書館担当者及び学校図書館司書を中心に学校図書館の蔵書や図書館環境の充実等に努めます。
- 各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図るとともに、学校全体として計画的かつ体系的な指導が行われるよう努めます。
- 保護者と連携して実施する「生活習慣・読書習慣チェックシート」の活用等を通して家庭読書の促進を図ります。
- 教職員と学校図書館司書が連携し、子どもたちの読書に対する興味関心を高めるために、学校図書館を活用した授業や朝の読書、ビブリオバトル（書評合戦）※、学校図書館ボランティアによるブックトーク※等の多様な取組を進め

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

ていきます。

※ ビブリオバトル（書評合戦）・・・発表者が一人5分で本を紹介し、最後に「どの本が一番読みたくなったか」について投票を参加者全員で行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。

※ ブックトーク・・・子どもや成人の集団を対象に、あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

● 文化芸術活動の推進

- ・ 子どもたちの豊かな感性や情操を育むため、音楽芸術体験事業等をはじめ、本物の文化芸術にふれる機会を提供します。また、郷土の歴史や文化を学ぶことができるよう、地域の方々と交流ができる体制づくりに努めます。
- ・ 学校図書館の活用に加えて、地域の図書館、博物館、美術館等の施設を効果的に活用することにより、子どもたちの豊かな感性や情操を育みます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合（※1）	小学生 64.2% 中学生 42.3%	小学生 69.0% 中学生 47.0%
図書館資料を活用した授業を計画的に行っている学校の割合（※2）	小学校 78.0% 中学校 52.4%	小学校 83.0% 中学校 57.0%

※1 全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙で、「1日に10分以上読書をする」と回答した児童生徒の割合（文部科学省）

※2 全国学力・学習状況調査学校質問紙で、「学期に数回以上活用した授業を実施している」と回答した学校の割合（文部科学省）

(7) 体力の向上と部活動の適切かつ効果的な運営

【施策のねらい】

体力の向上を図るとともに、適切かつ効果的な部活動の運営により子どもたちの心身の成長を促進します。

【現状と課題】

- ア 子どもたちは、体を動かすことが少なくなっており、遊びや運動に取り組む機会を、日常生活全般に取り入れていくことが必要です。適度な運動習慣は、俊敏性、柔軟性、持久力等の基礎体力を高め、健康の保持と増進に大切な役割を果たすとともに、精神的にも健全な発達を助けることとなります。
- イ 平成28年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、津市の小学生は、男女とも全国平均を上回った種目は8種目中2種目でした。一方、中学生は、男女とも9種目中6種目で全国平均を上回っています。これらのことから、小学校段階での体育の授業や体力向上の取組の改善が必要であります。
- ウ 部活動は、スポーツ・文化活動への興味関心を高めるとともに、異なった学年の集団が目標をもって取り組む中で、楽しさや喜びを味わうとともに、自主性、協調性、責任感、連帯感等が育まれます。また、生徒にとって有意義な活動にするため、生徒の主体性を重視した指導を心掛けるとともに、適切な休養日を設定する必要があります。
- エ 部活動は、生徒の心身の成長に大きな役割を果たすことから、保護者や外部指導者との連携のもと、適切かつ効果的な部活動運営の必要があります。

【今後の方向性】

● 体育の授業の改善

- 体育の授業では、子どもたちが運動の楽しさを味わうことで、主体的に運動に親しむ習慣を身に付けさせるため、発達段階に応じた運動カリキュラムを作成し、授業づくりに生かします。また、大学等と連携しながら、幼稚園から中学校まで一貫した体力向上に向けての効果的な運動例を提案するとともに、

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

体育の授業改善に取り組みます。

● 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の継続実施

- 子どもたちの体力を経年で分析し、取組の改善を図るために、全ての学校において、全学年で調査を進めます。
- 毎年の調査結果から、津市の子どもたちの体力及び運動能力に関する課題を見出し、取組の改善を図ります。

● 津市中学校部活動指針に基づいた適切な運営

- 「津市立中学校部活動指針」に則り、生徒の健全な心と身体を養うため、平日と休日に休養日を設定するなど、部活動が適切かつ効果的に運営されるよう努めます。
- 生徒の自主性を尊重し、適切な運営と効果的な指導のもと部活指導が行われるよう、指導運営に関する研修会への顧問の積極的な参加を促します。

● 外部指導者や保護者との連携

- 的確な技術指導を求める生徒の希望や、顧問の技術指導をカバーするため、専門性を有する外部指導者等の活用を進めます。また、指導や運営について保護者の理解が得られる部活動であるよう、顧問・外部指導者に指導助言を行います。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
体力テストの総合評価が「A」・ 「B」・「C」の子どもたちの割合	74.4%	76.0%

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価が「A」・「B」・「C」の児童生徒の割合。（文部科学省）

体力テストの総合評価は、8テスト項目の合計点が高い「A」から合計点が低い「E」までの5段階に判定される（小学5年生男女及び中学2年生男女の平均値）。

(8) 特別支援教育の推進



【施策のねらい】

子どもたち一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人一人の資質・能力を高めます。

【現状と課題】

- ア 近年、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、指導・支援の充実や校種間での円滑な支援情報の引き継ぎ、まわりの子どもたちの理解促進や適切な関わりが大切です。
- イ 特別支援学級の運営や特別支援教育コーディネーターの活用、校内委員会の適切な運用等については、各学校の体制整備が重要であり、特別支援教育に関する一定の専門性を保つための計画的・組織的な取組が必要です。
- ウ 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることが考えられるため、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業実践が重要です。
- エ 特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が増加し、子どもの障がいの特性も多様化しているため、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能を有することが大切であるとともに、合理的配慮[※]の観点から、教育環境への対応が必要です。

※ 合理的配慮・・・障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

なお、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した、又は過度の負担を課さないもの。（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）に示された定義）

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

才 通級指導教室※の配置等、通級による指導の充実を図り、通常の学級に在籍するLD※等のある児童生徒のうち、これらの障がいによる学習上又は生活上の困難を支援する適切な指導が望めます。

※ 通級指導教室・・・小中学校において、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導を受けることのできる教室。

※ LD（学習障害）とは・・・学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態のこと。

【今後の方向性】

● 適切な指導支援の充実

- ・ 幼稚園・小中学校、義務教育学校において、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の指導計画の作成と活用（CLM※を含む）、「はっぴいのーと」※を活用した支援情報の引継ぎを行うことにより、一人一人の障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。

※ CLM（チェック・リスト・in三重）・・・保育所、幼稚園において、発達に課題がある子の行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために、「あすなろ学園」が開発したチェックリストのこと。

※ 「はっぴいのーと」・・・乳幼児から青年期のライフステージを通して、関係機関が正確な情報を共有し、継続的な支援が受けられるように発達と成長の記録を一冊にまとめたファイル。障がいのある子どもや発育・発達に心配なことがある保護者で、希望する人にお渡ししているもの。

- ・ 特別な支援を必要とする子どもを含む、全ての子どもたちが分かる授業をめざし、視覚情報の活用や見通しを持ちやすい授業展開の工夫等、「津市版授業改善マニュアル」を活用し、授業のユニバーサルデザイン化を図るとともに、障がいのある子どもへの合理的配慮の観点から、教育環境への対応に努めま

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

す。

- ・ 特別な支援を必要とするか否かに関わらず、互いに学習目標を持ちながら、同じ場で共に学ぶことができるよう、交流及び共同学習に取り組みます。
- ・ 中学校区での途切れのない特別支援教育をめざし、「個別の指導計画」や「はっぴいのーと」等を活用して、関係機関との連携のもと、個に応じた適切な指導と支援に努めます。

● 特別支援教育に関する専門性向上

- ・ 特別支援教育に関する研修会を通じて、障がい特性の理解及びその対応について基礎講座を実施するとともに、各校・園の取組状況を共有し合う場を設けることにより、特別支援教育コーディネーター等の専門性の向上を図ります。
- ・ 特別支援学級担任だけでなく、全ての教員が特別支援教育の視点を持ちながら、児童生徒一人一人の特性に応じた対応ができるよう、研修内容の見直しや校内支援体制の整備等、特別支援教育の充実に努めます。
- ・ 小中学校の通級指導教室で学ぶ子どもたちが、より身近な場所で、障がいの特性に応じた学び方を身に付けることができるよう、通級指導教室の配置及び通級指導教室担当教員の研修の充実に努めます。

● 相談窓口機能の充実

- ・ 特別支援教育コーディネーター等が研修会を通じて、それぞれの学校での役割や学校コンサルテーション[※]等について学ぶことで、各校・園における特別支援教育の相談窓口機能を充実します。

※ 学校コンサルテーション・・・教育の専門家に対して教育や心理、福祉、医療等の近接領域の専門家が情報交換や情報提供・アドバイス等を行うことによって、間接的に支援することで、子どもの教育等を充実させていく方法のこと。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017 年 （平成 29 年）度）	目標（2022 年度）
通常の学級に在籍する特別な 支援を必要とする子どもたち の個別の指導計画を作成した 学校の割合	小学校 62.5% 中学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100%

※ 特別支援教育体制整備状況調査で、津市内公立小中学校の通常の学級において、個別の指導計画を作成した学校の割合（ただし、作成する必要のある該当者がいない学校数を除く。）。（文部科学省）

(9) 外国につながる子どもの教育の充実

【施策のねらい】

外国につながる子どもの学びを支える体制づくりを行い、子どもの学力や進路を保障し、社会で自立できる力を育てます。

【現状と課題】

ア 津市では、外国につながる子ども※が市内に広く在籍しており、日本語指導の必要な外国につながる子どもの小中学校在籍数が県内で最も多く、また、母語となる言語も24言語と多言語化が進んでいます（平成29年5月1日現在）。このことから、外国につながる子どもが在籍する全ての学校で学校生活への適応指導、日本語指導、保護者への支援等、子どもの実態に即した対応ができる体制整備をさらに進めていく必要があります。

※ 外国につながる子ども・・・外国籍の子どもや日本国籍を持っていたとしても外国にルーツをもつ子どもを含めた言い方。

イ 外国につながる子どもの学力や進路を保障し、将来、社会で自立できる力を育むために、在籍する全ての学校で日本語で学ぶ力を身に付けさせる取組を充実していく必要があります。

ウ 保護者の日本の学校についての情報や理解が不足していることに起因した外国につながる子どもの不就学や、中学校卒業後の進路が保障されない状態を生むことのないよう取組をさらに進めていく必要があります。

エ 外国につながる子どもの小中学校の在籍数が年々増加し、日本語指導や保護者との連携については、学校の教職員だけでは対応に限界があることから、学校外からの支援をさらに拡大、充実していく必要があります。

【今後の方向性】

● 受入体制整備の支援

- ・ 各学校の校内受入体制をさらに充実していくために、管理職及び日本語教育担当者を中心にした全教職員での取組を推進します。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

- ・ 日本に来て間もない外国につながる子どもの学校生活への適応指導や保護者対応の一層の充実を図るため、外国人児童生徒通訳等巡回担当員や母語支援協力員を学校に派遣します。
- ・ 初期日本語指導教室「きずな」の取組の充実を図るとともに、「きずな」に通室できない児童生徒の在籍校での初期日本語指導を支援するため、日本語指導ボランティアを派遣します。



【きずな教室の様子】

● 日本語で学ぶ力の育成

- ・ 外国につながる子どもにもわかりやすい授業づくりを推進するため、JSLカリキュラム※の考え方を基にした事例の普及や研修を実施し、学校において効果的な指導が進められるように支援します。

※ JSL カリキュラム・・・JSL は、*Japanese as a Second Language* の略。日常的な会話がある程度できて、学習活動への参加が難しい外国につながる児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法のこと。

● 就学案内・相談や進路選択の取組の支援

- ・ 日本語指導が必要な外国につながる子どもや保護者が、学校制度について理解を深め、学校での学習や日本語の習得に、夢や目標をもって安心して意欲的に取り組むことができるよう、就学ガイダンスや転入学ガイダンス、高校進学ガイダンスを通じて、情報提供を進めます。



【多言語による日本の教育ガイド冊子】

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実



【進学ガイダンスの様子（全体会）】



【進学ガイダンスの様子（高校見学）】

● **学校外からの支援を拡大**

- ・ 関係機関と協働して、日本語指導ボランティアの養成と指導技術の向上を図ります。
- ・ 多言語化する外国につながる子どもの状況を踏まえ、通訳・翻訳ボランティアの協力を広く市民に呼びかけ、支援の充実に努めます。
- ・ 生活支援や子育て支援等、学校教育以外においても、関係各課や関係機関、



【大学見学の様子】

市民活動団体等と連携しながら、受入れ・支援のネットワークを強化します。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
進学を希望する外国人生徒のうち、 高等学校等に進学した生徒の割合	94.2%	100%

※ 現状は、平成28年度時点の数値。



きずな教室・移動きずな教室 (初期日本語指導教室)

津市では、日本語が全く話せない外国につながる児童生徒が、安心して日本の学校生活を送れるよう初期日本語教室を設置しています。

★きずな教室ってどんな教室？

日本語がわからない外国につながる子どもたちが、日常生活に必要な日本語の力を「話す・聞く」「読む」「書く」のカリキュラムに沿って、短期間（3ヶ月～4ヶ月）で習得することを目的にした教室です。



★いつ、どんな勉強をしているの？



9時から11時15分まで勉強します。

1時間目が「話す・聞く」の勉強、2時間目が「読む」「書く」の勉強をしています。

その後の「きずなタイム」では、ゲームや遊びを通して日本語を覚えたり、日本の学校生活や日本の行事について聞いたりしています。

現在、教室長の他に、1日5、6名のボランティアの方が指導にあたっています。ボランティアには約60名の方が登録していただいているので、

1対1の指導が可能になっています。

その後は、それぞれの在籍校に帰り、在籍学校のみんなと一緒に給食を食べたり、昼休みを一緒に過ごしたり、午後からの授業を受けたりして、家に帰ります。

★移動きずな教室って？

巡回担当員とボランティアさんが、「きずな教室」に通えない初期日本語指導が必要な子どもの在籍する学校に行って、日本語の学習をしています。



【初めてのきずな卒室式】

★初期日本語指導の中で

人は様々なつながりの中で生きています。

遠い国からこの津市に来た子どもたちに大切にしてもらいたいものは、人とのつながりです。日本の学校の友だちとのつながり、先生や周りの人とのつながり…。そんなつながりを深めていくために、この教室で日本語を覚え、人と関わることの楽しさを実感してほしいと考えています。

「きずなでひらがなやカタカナを勉強して、スーパ―や看板に書いてある字や、友だちの名前が読めた時、とてもうれしかったです。きずなタイムも楽しかったです。」

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

(10) 健康教育・食育の推進

【施策のねらい】

生涯にわたり健康で充実した生活を送るために、必要な知識と習慣を身に付け、実践する能力を養います。

【現状と課題】

- ア 社会環境の変化に伴い、ライフスタイルが多様化し、食事、運動、睡眠等といった基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。そのことから、規則正しい生活習慣・食習慣等の指導について、家庭との連携のもとに学校教育活動全体で取り組む必要があります。
- イ 健やかな身体の成長、学力・体力の向上には、バランスの良い栄養の摂取が必要であり、幼少期からの歯と口の健康づくりが重要です。子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るために、学校と家庭が連携し、子どもたちの歯と口の健康づくりの充実を図る必要があります。
- ウ 性の問題行動や喫煙・飲酒に加え、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用等、子どもたちを取り巻く課題が多様化・複雑化しています。子どもたちが自分の体について関心を持ち、自らの将来設計や生命の大切さについて考え、行動できるよう、指導していくことが必要です。
- エ アレルギー疾患のある子どもや、心の健康に課題を抱える子どもが増加傾向にある等、健康課題への対応が求められています。また日本人の死亡原因として最も多いがんについての正しい知識を深める教育が求められています。



【歯の健康展の様子】

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

【今後の方向性】

● 生活習慣を確立するための健康教育・食教育の推進

- 子どもたちが健康課題や食に関する理解を深め、子どもたち自身で適切に対応し解決できるよう、学校教育活動全体で横断的に取り組む指導体制の充実を図ります。

また、子どもたちが疾病や食事についての正しい知識に基づき、自分の健康のためにどうしたらよいか考え、実践する力を育成します。



【栄養教諭による食育の授業の様子】

- 安全・安心な学校給食を提供するため、衛生管理研修会等を開催し、職員の資質向上を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用し、バランスの良い食事のとり方や地域の食文化への理解を深め、食への感謝の念を育てます。また、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。



【地場産物を活用した学校給食】

● 歯と口の健康づくりの推進

- 歯と口の健康づくりについては、関係機関との連携のもと、むし歯や歯肉炎の予防、噛むことを通じての健康効果や食育の推進、子どもたちの実態に応じた保健指導の充実を図ります。

● 社会的課題への対応

- 子どもたちの基本的な生活習慣の確立をはじめとする健康課題について、各学校で組織する学校保健委員会等を活用し、解決に向けて学校・家庭・地域が連携を図り、子どもたちの健康づくりを推進します。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

- 喫煙、飲酒、薬物乱用の防止、また生活習慣病やがんの予防等については、子どもたちが早い時期から自他の健康と生命の大切さについて、認識を深められるよう、関係機関と連携した教育の充実を図ります。



【がん教育の研修会の様子】

- 子どもたちが自分の心と体について正しく理解するとともに、妊娠や出産等の医学的な知識を身につけ、家庭を築くということや、子育てについて考えられるよう、性に関する指導やライフプランに関する教育を関係機関との連携のもと推進します。

● 食物アレルギーへの対応

- 食物アレルギーへの対応が適切に行われるよう、津市の基本方針に沿って、各学校・園に食物アレルギー対応委員会を設置し、安全性を最優先にした適切かつ組織的な対応を行います。
- 「津市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、教職員がその対応について理解するとともに、学校・家庭・地域が連携し、情報の共有と事故の予防に努め、緊急時の適切な対応の充実を図ります。



【食物アレルギー対応マニュアル】



基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
・朝食を毎日食べている子どもたちの割合（※1）	小学生 87.2% 中学生 83.8%	小学生 91.0% 中学生 88.0%
・食物アレルギー対応委員会等を設置している学校の割合（※2）	小学校 58.0% 中学校 48.0%	小学校 100% 中学校 100%

※1 全国学力・学習状況調査で「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「食べている」と回答した児童生徒の割合（文部科学省）

※2 学校におけるアレルギー対応に関する実態調査で、「食物アレルギー対応委員会等を設置していますか」という質問に対して、「設置している」と回答した学校の割合（三重県教育委員会）



**学校給食を生きた教材として活用
～おはなし給食～**

図書担当や栄養教諭等が、業間休みや給食時間等に、その日の給食献立に関する図書の読み聞かせや食材等の説明をすることで、食への興味関心を持たせる取組です。

読み聞かせのあとに、絵本に出てきた白菜の葉が何枚あるかを、実際に白菜を切って調べています。



基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

(11) 情報モラル教育とICT※¹の効果的な活用

※¹ ICT・・・Information and communication Technologyの略語で、「情報通信技術」。

【施策のねらい】

情報化が急速に進展する社会に対応するために、子どもたちに、ICTを効果的に活用する能力や情報モラルを育みます。

【現状と課題】

ア 近年、子どもたちの携帯電話やスマートフォン、タブレット等の所有率が高まり、無料通話やアプリ※²、SNS※³、オンラインゲーム※⁴の利用等、友だちとのつながりにインターネットが利用されています。このような状況の中で、SNS等によるトラブル、インターネット上での誹謗中傷やいじめが発生するとともに、インターネットを通じた犯罪に巻き込まれる危険が高まってきており、情報モラルの向上が求められています。

※² アプリ・・・アプリケーションの略語で、ゲームやメールといったソフトウェア。

※³ SNS・・・ソーシャルネットワークサービスの略語で、インターネットを利用した掲示板や日記といったサービス。

※⁴ オンラインゲーム・・・コンピュータネットワークを利用したゲーム。

イ 社会生活において、情報及び情報機器等が必要不可欠なものになる中、ICTを適切に活用する能力や態度を身に付けた児童生徒を育成することが求められています。

ウ ICTを効果的に活用したわかる授業が求められている中で、「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、授業中にICTを活用して指導する能力のある教員の割合は85％程度となっており、より一層の指導者の育成と指導力の向上が必要です。

【今後の方向性】

● **情報モラル教育の充実**

- ・ スマートフォンをはじめとする情報機器の特性や情報化が社会に及ぼす影

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

響を理解させる学習活動を行い、子どもたちが、インターネットを利用する上での、ルールやマナーといった情報モラルを身に付け、ネット被害やSNS等のトラブルから身を守ることができるように指導します。

- 保護者等がインターネットの特性や子どものインターネット活用状況等を把握し、家庭での情報機器の使用を適切に管理することがトラブル防止につながることから、フィルタリングや家庭でのルールづくり等について促進・啓発し、学校と連携した取組を進めます。

● 情報活用能力の育成

- コンピュータやインターネット等の情報手段を活用し、目的に応じた情報の収集や整理、分析、発信等の学習活動を充実させます。

● ICTを活用したわかる授業の推進と環境整備

- ICTを活用したわかる授業の実現に向けた研修会を開催し、指導者の育成と指導力の向上を図ります。また、これらの学習に必要な大型テレビやタブレットパソコン、コンピュータ教室の機器等、校内のICT環境整備に取り組めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	85.1%	95.0%

※ 平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査で、授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合（文部科学省）

(12) 教職員の資質向上をめざした研修の充実

【施策のねらい】

未来をたくましく生き抜く子どもの育成及び多様な教育課題に対応するために、教職員の資質と指導力の向上を図ります。

【現状と課題】

- ア いじめ・不登校等の生徒指導上の課題、特別な支援を必要とする児童生徒や外国につながる児童生徒への対応等、教職員には多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応するための専門性が求められています。
- イ 変化の激しい時代を生き抜くために必要な力を育成するためには、教師自らが学び続ける意欲や探求心を持ち、授業を工夫・改善していく必要があります。
- ウ 学力向上に向けて学校が組織的に研修に取り組み、教科指導等の課題を明らかにした上での授業改善が求められています。
- エ 新たな課題に対応した研修内容や、専門性の高い研修を行うために、高等教育機関等と連携し、校内外の研修を充実させる必要があります。
- オ 教職員は、確かな人権意識と社会人としての良識を持ち、子どもや保護者、地域と一層の信頼関係を築くことが求められています。

【今後の方向性】

● 校内研修の充実

- ・ 校長のリーダーシップのもと研修組織の充実を図り、教科指導等の課題を明らかにした上で、授業研究を中心とした校内研修を行い、今日的課題に対応できる指導力の向上を図るため、指導主事を積極的に派遣します。
- ・ 子どもたちが、わかること、できることを実感できるよう、全教員が指導方法の研究や改善を行い、積極的な授業公開をめざします。また、研究の成果を共有し、日々の教育活動に生かします。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

● 教職員研修講座の充実

- これまで実施されている多様な教育課題に対応した教育を実践するため、教科指導、生徒指導、特別支援教育、人権教育、危機管理等において、今日的な教育課題に対応した研修会を内容の精選に配慮しながら実施します。
- 新学習指導要領の内容を踏まえ、グローバル化に対応した英語教育や、特別の教科道德及び主体的・対話的で深い学びを重視した授業改善等、新たな時代に必要となる資質・能力の育成をめざした授業改善講座を実施します。
- 子どもや保護者、地域からの教職員に対する信頼を高めるために、児童生徒理解に関する研修や、体罰や法令遵守を含めた服務に関する研修等を実施します。

● 高等教育機関等との連携

- 外部講師を招き、新たな指導内容や指導方法を導入する等、専門性の高い、多様な学びを実現します。
- 三重大学や企業等と連携した研修会や教育支援を充実させます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合※	小学生 72.2% 中学生 73.5%	小学生 82.0% 中学生 84.0%
教職員一人当たりの研修講座への参加回数	1人当たり1.1回	1人当たり2.0回

※ 全国学力・学習状況調査で、「前年度までに受けた授業では、学級グループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合（文部科学省）

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

(13) 子ども理解につながる環境づくり

【施策のねらい】

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するよう教育指導に専念できる環境を整備します。

【現状と課題】

- ア 学校現場を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業改善等への取組や生徒指導、部活指導等を一体的に行っている教員に様々な課題が集中し、その対応に追われている状況において、教員が授業等の教育指導に専念できる環境の整備が必要です。
- イ 子どもへの継続的、多面的な指導を充実するため、校務の標準化を図るとともに、校務に係る文書等をデジタルデータ化し、一元的に管理することで、効率的な利用を進め、情報の共有、再利用を推進することが必要です。
- ウ 子どもたちの指導に専念し、誇りや情熱を失うことなく使命と職責を遂行できるよう、教員が担うべき業務を見直し、取り組むべき具体的な方策を検討する必要があります。

【今後の方向性】

● 業務の効率化・高度化

- ・ 教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、平成29年10月に市内小中学校・義務教育学校へ統一した統合型校務支援システム※を導入しており、指導要録、調査書等の公簿作成を電子化し、公簿間の電子データをシステムにより正確に連携させることで、作業の効率化を図り、新たな時間の確保に努めます。

※ 統合型校務支援システム・・・成績処理、時数管理、時数等の教務系と健康診断表、保健室管理等の学籍系、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのこと。

- ・ 業務の簡素化や効率化のため、ICTの活用や校務に関わる文書等のデータベース化を推進します。統合型校務支援システムの導入に合わせて、調査報告、会議等の業務の進め方の見直しについて検討します。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策2 学校教育の充実

●教員に対する人的支援

- 平成30年4月から、市内小中学校に教員支援員を配置し、教員が行っているプリント印刷や資料作成、実習や実験の準備片付けなど授業準備等に関する業務や、学年会計・給食会計等の学校徴収金に関する業務、学校行事等の準備・運営や調査・統計等に係る事務及び教育委員会等からの通知文書の整理等の庶務的な業務を支援します。

●教職員の健康管理の充実に向けた取組

- 学校、教育委員会が一体となり、教職員の業務の見直しについて議論を深めるとともに、学校の方針を定めて全体で取り組みます。また、教職員が健康に働けるよう、安全衛生委員会や学校訪問を実施し、安全衛生管理体制の充実を図るとともに、健康診断および事後指導、ストレスチェック等を活用して疾病予防対策を進めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
業務の効率化により創出された教員一人当たりの子どもと向き合う新たな時間	一人当たり 約10時間/年	一人当たり 約50時間/年

(1) いじめや暴力のない学校づくりと教育相談体制等の充実

【施策のねらい】

子どもたちの自尊感情を高め、自ら問題解決に向けて行動できる
力と、互いに尊重する心を育てます。

【現状と課題】

- ア 小・中・義務教育学校における暴力行為の発生件数については、減少傾向にありますが、暴力行為の背景には、自分の気持ちや考えが相手に伝えられず、感情を抑えきれない等の児童生徒自身の課題に加え、家庭的に複雑な背景を抱える児童生徒の行動に課題が見られます。そのことから、児童生徒の日常の様子や言動からわずかな変化等の兆候を察知し、適切に対応する必要があります。
- イ いじめの問題については、いじめを生まない未然防止の取組とともに、いじめ事案発生時に、担任だけで問題を抱えるなど対応を誤ることがないように「津市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織を活用したいじめの早期発見・早期対応の取組を徹底させていく必要があります。
- ウ 不登校児童生徒数については、毎年、中学 1 年生で増加する傾向にあります。このことから、小中学校の連携を強化し、新たな不登校児童生徒を生まない取組を進める必要があります。
- エ 「スマートフォン等の使用に関する実態調査」※の結果から、SNS等でのトラブルや勉強に集中できない等の悩みを持つ児童生徒が増加していることがうかがえます。このことから、情報モラルの向上や、保護者への啓発等の取組を推進する必要があります。
- ※ スマートフォンに関する実態調査・・・平成 26 年 11 月 津市立小学 4 年生から中学 3 年生までの全数調査。
- オ 複雑化・多様化している児童生徒の問題行動の背景には、心の問題とともに、家庭、友人関係等、児童生徒の置かれている環境の問題等があり、学校だけでは対応が困難な事案が増加しています。このような中、家庭や地域、関係機関と連携を深め、協働した取組を推進していく必要があります。

【今後の方向性】

● **いじめや暴力を生まない未然防止及び早期発見・早期対応の取組**

- ・ 道徳の時間をはじめ、学校教育活動全体を通じて、相手の気持ちを考え、お互いの違いを認め合える仲間づくりを進め、一人一人の子どもたちが安心して過ごせる学校づくりに取り組みます。
- ・ 児童生徒が主体的に活動する児童会や生徒会等を活用して、いじめやSNS等に関する各学校の実態を児童生徒が出し合い、それらの課題を解消するために、何ができるかを考え、友達と協力していじめのない学校づくりに向けた取組を進めます。
- ・ 各学校において、発達段階に応じたSNS等の正しい使い方に関する授業等を行うとともに、保護者向けの講演会や研修会を実施するなど、保護者への啓発等の取組を推進します。
- ・ 「津市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織を活用した対応が徹底されるよう取り組みます。また、津市いじめアンケート調査用紙等を活用した調査を学期に1回以上実施するなど、いじめの早期発見・早期対応につなげます。

● **教育相談・支援体制の充実**

- ・ 学校、家庭、地域が相互に協力しながら適切な対応に努めるとともに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※等、関係機関と連携した学校内外のネットワークを構築し、チームで支援に取り組みます。

※ スクールカウンセラー・・・児童生徒や保護者、教職員のこころの悩み等の相談業務に従事する専門職。

※ スクールソーシャルワーカー・・・児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や地域等に働きかけ、福祉的なアプローチによって、課題解決に向け支援する専門職。

- ・ 新たな不登校を生まないための取組として、欠席日数だけでなく、別室登校の日数や遅刻早退の日数等も把握し、これらの情報を進級や進学時に確実に引き継ぎ、学校全体で適切な支援に努めます。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策3 安全安心な教育環境の推進

- 月に5日以上、不登校傾向と思われる欠席があった場合には、学校は適応指導教室に報告するとともに、その報告により適応指導教室指導員は専門的な教育相談の実施や学校に対する適切な指導助言を行います。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
児童生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の間関係や仲間づくりを促進したりしている学校の割合	82.0%	100%

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

※ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）



人と人とのつながりを実感し、一人一人の生徒にとって学校生活が楽しいものになるように、中学生の発案で取り組んだ『ありがとうの木』。日常生活の中で友達や周りの人にしてもらって嬉しかった『ありがとうの気持ち』を伝える取組です。

携帯電話やメールだけでなく直接顔を合わせての会話を増やすきっかけとなるよう、生徒会が中心となって『あいさつ運動』に取り組んでいます。



【生徒会によるいじめ防止の取組】

津市中学生「ケータイ安全利用宣言」

私たち中学生は、ケータイを利用する場合、次のルールを守ります。

- 1 ケータイの使用は午後10時までとします。
(保護者との連絡は除く)
- 2 食事中や勉強中はケータイを使用しません。
- 3 充電器の置き場所は保護者と相談して決め、ケータイを使用しないときはその場所に置きます。
- 4 フィルタリングをかけます。
- 5 写真や動画も含め、個人情報をSNS等には書き込みません。
- 6 相手の気持ちを考え、直接言えないことは書き込みません。
- 7 LINEやSNS等で知らない人とやりとりはしません。
- 8 何かあったら、必ず親や周りの大人に相談します。

※携帯電話やスマートフォンを
「ケータイ」と表記しています。

平成27年12月24日

津市中中学生ケータイ安全利用について考える会

津市の中学生は夏休みから、長い時間をかけケータイ利用の課題等を検討し、正しく使うためにルールを策定しました。中学生はもちろん、地域社会の皆様も是非協力をお願いします。

【津市中中学生リーダー研修会で作成した津市中中学生「ケータイ安全利用宣言」】



【津市中中学生リーダー研修会の様子】

(2) 子どもたちの安全・安心の確保

【施策のねらい】

地域全体で子どもたちの安全確保に取り組むとともに、交通安全教育・防犯教育の推進により、子どもたちの危険予測・危険回避能力を育てます。

【現状と課題】

ア 児童生徒の交通事故発生件数は、減少傾向で推移していますが、県内においては交通死亡事故等、憂慮すべき状況にあります。

特に、自転車乗用中の交通事故が最も多く発生しており、自転車の乗り方や交通ルール遵守の徹底等、発達段階に応じた交通安全教育を行っていく必要があります。

イ 子どもたちが被害者となる不審者事案が後を絶たない状況にあり、関係機関と情報共有を図り、地域全体で児童生徒を見守る体制づくりを推進するとともに、自分の命は自分で守るための危険予測・危険回避能力を身に付けさせる取組を推進していく必要があります。

ウ 毎年、PTA等から通学路上における改善の要望が多数あることから、警察及び道路管理者と連携し、改善を図る必要があります。

エ 児童虐待は子どもたちの健やかな成長に大きな影響を与え、発達に課題をもたらすことがあるため、未然防止の取組や、早期発見・早期対応が求められています。

【今後の方向性】

● 交通安全教育・防犯教育の推進

- ・ 学校教育活動全体を通して、「自転車安全利用五則」※をはじめとした交通ルールの遵守、自転車乗車時におけるマナー等の指導に取り組みます。

※ 自転車安全利用五則・・警察庁・都道府県警察が策定した、自転車利用のための5つのルール。

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

- ・ 津市交通教育プロバイダー※や警察、自動車学校等と連携し、歩行者及び自

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策3 安全安心な教育環境の推進

転車利用者に重点を置いた交通安全教室を各学校・園で実施します。

※ 津市交通教育プロバイダー・・・津市交通安全対策会議の計画に基づき、又は交通安全講習の依頼に応じて、市内の保育園、幼稚園、小・中・義務教育学校、高齢者福祉施設等において、交通安全教室を実施する者。

- ・ 警察等と連携した「誘拐防止教室」、「非行防止教室」、「薬物乱用防止教室」等を実施し、児童生徒の被害防止意識の向上を図ります。

● **学校・家庭・地域における関係機関が連携した安全教育**

- ・ 「津市の学校・園交通安全強化週間」を実施し、児童生徒の交通事故を防止するとともに、犯罪の危険性から子どもたちを守る取組を行います。
- ・ 犯罪等の危険性がある情報を、津市教育委員会から津市メールマガジンにより携帯電話及びパソコンへ配信することで、学校、保護者、学校安全ボランティア組織等が情報を迅速に共有し、児童生徒の登下校の安全確保等の支援体制を強化します。
- ・ 犯罪の危険性がある事案や交通事故等から児童生徒を守るため、学校・家庭・地域における関係機関が連携し、それぞれの地域の実情に応じた登下校時を中心とした見守り活動等に取り組めます。

● **通学路の安全確保**

- ・ 通学路の安全確保に関する取組の方針（津市通学路交通安全プログラム）を活用し、通学路の合同点検を行うなど、警察、道路管理者等と連携の強化を図ります。また、警察、道路管理者等で行う合同会議に出席し、改善要望箇所の資料提供を行い、実現に向けて、より一層の連携を図ります。

● **児童虐待の防止**

- ・ 児童相談所や子ども支援課等の関係機関との連携を深めるとともに、必要に応じて警察とも協力し、子どもの保護・支援の取組を進めます。また、地域・保護者に対し、児童虐待防止についての教育や啓発を進めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
交通安全教室を実施している学校の割合	98.0%	100%

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

※ 学校安全に関する取組状況調査（三重県教育委員会）

(3) 防災教育・防災対策の推進

【施策のねらい】

防災教育を通じて、災害時に自分の命を自分で守る力を育てます。

【現状と課題】

- ア 東日本大震災以降、防災意識の高まりが見られますが、今後南海トラフ地震や津波、局地的大雨等の風水害の自然災害に備え、引き続き自助、共助、公助の観点からより一層の防災教育を推進していく必要があります。
- イ 学校においては、災害を想定し、地域と連携した防災の取組が行われていますが、津市内の各地域における防災に対する課題が地域間で異なり、地域の実情に即した取組を今後も進める必要があります。
- ウ 各学校において作成している津波避難計画等の危機管理マニュアルを現状に合わせて見直しを行うとともに、教職員が災害時に適切に行動できるよう、学校内で共通理解を図る必要があります。
- エ 各地域の実情や、学校規模、立地等が異なることから、専門家からのアドバイスをもとに、学校と家庭や地域が連携した防災教育や防災対策の取組を進める必要があります。
- オ 学校施設は避難所にも指定されており、災害時には地域の防災拠点として活用されるため、さらなる防災力の強化を図る必要があります。

【今後の方向性】

● 防災教育の充実

- ・ 防災教育については、防災に関する意識や知識の向上を図るため、座学・体験・訓練・講演等様々な方法で効果的に取組を進めます。
- ・ 三重県教育委員会発行の「防災ノート」等の学習教材を活用するとともに、必要に応じて外部講師を活用した取組を実施するなど、保護者等との連携のもと発達段階に応じた取組を進めます。
- ・ 災害時に子どもたちが「自分の命は自分で守る」といった力を身に付け主体的な行動がとれるよう、体験型の防災学習や防災訓練の取組を進めます。

基本目標① 夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策3 安全安心な教育環境の推進

● **防災対策の推進**

- ・ 教育委員会が防災の専門家とともに各学校、幼稚園を訪問し、施設面における防災対策と避難計画や防災教育等の取組について助言・指導し、防災に対する学校・園の課題や今後の取組の方向性を明確にします。
- ・ 教育委員会や関係機関が実施する研修会等への参加を促し、教職員の防災に関する組織的な対応力の向上とスキルアップを図ります。
- ・ 「学校が被災する」という視点ではなく、「地域が被災する」という視点から、今後も学校と地域が防災に関して、より一層の連携を進めます。
- ・ 大規模改造工事等の校舎改修時に、強化ガラスへの取替えや、要配慮者の利用を考慮した多目的トイレ及びスロープの設置を行い、防災力の強化に努めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
家庭や地域と連携した防災の取組 を実施している学校の割合	91.0%	100%

※ 現状は平成28年度時点の数値。

※ 学校防災取組状況調査（三重県教育委員会）



【地域と連携した避難訓練の様子】

(4) 大規模改造工事の実施

【施策のねらい】

学校施設の老朽化や機能低下に対して、計画的に大規模改造工事を実施し、長寿命化を図ります。

【現状と課題】

ア 老朽化した校舎の雨漏り、外壁の劣化、給排水管の漏水等の機能の低下に対し、校舎の耐久性の確保や児童生徒の学習環境の整備を図るため、計画的な改修が必要です。

【今後の方向性】

● 計画的な改修工事

- ・ 計画的に校舎の大規模改造工事※を行うことで、校舎の耐久性の確保を図るとともに、児童・生徒の学習環境の改善に努めます。

なお、改修の際には、津市公共施設等総合管理計画に基づき、学校の使用状況や周辺公共施設の配置状況を踏まえ、計画的な改修整備を進めます。

※ 大規模改造工事・・・老朽化した校舎の屋上防水・内外装及び電気・給排水・消防設備等の改修を行い、校舎の長寿命化を図るもの。(3年から4年の工事期間が必要です。)

【施策達成目標】

取組内容		現状(2017年 (平成29年)度) 完成校数	目標(2022年度) 完成校数
大規模改造工事	小学校	2校	5校
	中学校	2校	4校

※ 平成24年度以降の大規模改造工事完成校数の累計

(5) 教育環境の向上

【施策のねらい】

より良い教育環境を確保するため、施設の改修を実施し、学習面・機能面の向上を図ります。

【現状と課題】

ア 近年の猛暑に対する学習環境の改善や一般家庭での洋式トイレの普及に伴うトイレの洋式化など、子どもたちの学習面や健康面に配慮した、教育環境の整備が課題となっています。

イ 自校方式を採用している学校給食施設の多くが、建築後30年以上を経過しており老朽化が進んでいます。

【今後の方向性】

● 教育環境の整備

- ・ 計画的に小中学校の普通教室へのエアコン整備を行います。また、大規模改造工事等に併せて、和式トイレの洋式化を進めるとともに、子どもたちの学習面や健康面に配慮したより良い教育環境の整備に努めます。

● 学校給食施設の整備

- ・ 大規模改造工事に併せた学校給食施設の改修等や自校方式の共同化を実施し、効率的かつ効果的な施設整備を図ります。

【施策達成目標】

取組内容		現状（2017年 （平成29年）度） 完成校数	目標（2022年度） 完成校数
普通教室エアコン整備	小学校	0校	48校（100%）
	中学校	17校	19校（100%）
	義務教育学校	1校	1校（100%）

※ 平成28年度以降の普通教室エアコン整備完成校数の累計

※ 普通教室へのエアコン整備は、2020年度完了予定

取組内容		現状（2017年 （平成29年）度） 完成校数	目標（2022年度） 完成校数
学校給食施設の整備	小学校	6校	8校

※ 平成24年度以降の給食施設整備完成校数の累計

(1) 地域とともにある学校・園づくり

【施策のねらい】

子どもたちの学びや育ちを支えるために、学校・園、地域、家庭が一体となった教育活動を行います。

【現状と課題】

ア 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中、地域と学校の連携・協働を推進し、郷土を愛するとともに自他の尊厳を認め合い、社会に貢献しようとする心豊かな子どもを育成することが求められています。

イ 地域全体で学校を支えるための学校支援地域本部[※]や地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）[※]を活用し、学校と地域が連携した取組が進められています。今後は、全ての小・中・義務教育学校において、地域とのつながりのさらなる充実を図り、学校支援の体制づくりを進めていく必要があります。

※ 学校支援地域本部・・・学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

※ コミュニティ・スクール・・・保護者や地域住民が、学校の方針承認や教育活動等に関する意見について、一定の権限を持って学校運営に関与するタイプの公立学校。教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を設置することによって実現するもの。

ウ 「地域とともにある学校・園づくり」を推進するため、学校施設等の教育資源の地域開放や学校・園だより等による学校・園の情報発信に努めるとともに、地域の人材を効果的に活用した教育を進める必要があります。

エ 子どもたちの学びを支えるため、保護者や地域住民が積極的に学校・園と協働し、一体となった学校・園づくりを実現していく必要があります。

オ 保護者や地域住民の意向を把握しながら、通学区域の見直しや学校規模の適正化などについて検討する必要があります。

【今後の方向性】

● 「地域とともにある学校づくり」の推進

- 子どもたちの学びや体験活動を充実し、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等を通じて、地域住民の知識・技能を活用するとともに、学校の独自性や地域のよさを生かしつつ、学校が地域と連携・協働し、子どもたちを育む支援体制づくりを進めます。
- 地域住民の知識や経験、技能等を活用した学習活動や部活動、体験活動等のさらなる充実を図り、学習支援の体制づくりを進めます。
- 通学区域の見直しや学校規模の適正化など、保護者や地域の声をいかした学校づくりを推進します。

● 地域と連携した郷土教育の推進

- 子どもたちが、地域のよさや郷土津市の豊かな自然、歴史、文化について、誇りを持って語ることができるよう、社会科副読本「わたしたちの津市」等を活用するとともに、津市に関わる新たな教材の開発に努めます。

● 学校マネジメントの充実

- 地域とともにある学校・園づくりで求められているのは、地域の方々の声や願いを実現させるマネジメント力であり、校・園長をはじめとする全ての教職員が「学校・園マネジメント」について理解を深め、学校内の組織運営を管理することにとどまらずに、地域との関係を構築し連携しながら、地域の方々と一体となった学校・園づくりを推進します。

● 学校自己評価の充実

- 幼・小・中・義務教育学校が実施している学校自己評価をもとに、保護者、地域住民等による学校関係者評価を行い、学校運営の組織的・継続的な改善を図ります。
- 各学校・園が保護者や地域住民に対し、適切に説明責任を果たし、理解と協力を得るとともに、学校運営のPDCAサイクルを機能させ、組織運営体制を構築し、教育活動の充実につなげます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
コミュニティ・スクールを設置した学校の割合	4.0%	100%

(2) 家庭教育の支援

【施策のねらい】

子どもたちの家庭での生活習慣や学習習慣の確立に向けた家庭教育の支援に取り組みます。

【現状と課題】

- ア 核家族化、少子化、地域とのつながりの希薄化等から、日々の子育てに疲れ、孤立感や不安感を抱く保護者の姿も見られます。そのため、幼稚園等においては、保護者が子どもとともに成長していくためのきめ細やかな支援が必要です。
- イ 幼稚園において、親子で絵本に親しむ機会として、家庭への絵本貸し出しを行っています。それらの取組をさらに充実させ、読書への興味・関心が育つよう取組を進めていくことが必要です。
- ウ 基本的な生活習慣を確立し、児童生徒が自主的・計画的に学習したり、授業の予習・復習に取り組み、家庭での学習習慣を定着させたりすることが大切です。
- エ 家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの健やかな育ちや、子どもの人格を形成する上で重要な役割を担っていますが、少子化の進行や共働き家庭の増加等、子育てを支える環境も大きく変化し、家庭教育力の低下が課題となっています。

【今後の方向性】

● 保護者の保育参加

- 幼稚園等において、子育てに関する家庭教育支援講座を引き続き開催し、家庭教育の大切さを発信していきます。また、保護者が保育に参加する機会を設けることにより、保護者が子どもの気持ちに共感したり、子ども理解を深めたりすることができる取組を行っていきます。

● 子育て情報資料の発信

- 幼稚園等においては、園だより等を通して子育てに関する情報を保護者や地域の子育て家庭等に発信し、地域の子育て支援の充実に努めます。

基本目標② 地域に根差した教育の充実
基本施策4 地域とともに進める教育

● **親子読書活動の実施**

- ・ 幼稚園等において、家庭への絵本貸し出しに加え、親子が一緒に絵本を見たり、読み聞かせを行ったりする親子読書活動を取り入れることによって、親子のつながりを深めるとともに、読書習慣の確立につなげていきます。

● **学校・園と家庭の連携による学ぶ力の育成**

- ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣や読書習慣が身に付くよう、学校・園で「生活習慣・読書習慣チェックシート」の活用を促し、家庭との連携を図ります。
- ・ 学校と家庭が協力しあって児童生徒が、家庭で学習習慣が身に付くように「津市版家庭学習マニュアル」の活用を促し、計画的に学習に取り組み、粘り強く課題に取り組む力や物事を解決しようとする意欲を育んでいきます。

● **公民館における家庭教育の推進**

- ・ 公民館において、家庭での生活習慣や子どもとのコミュニケーションを学ぶ講座、家庭での悩みを相談できる仲間づくりをテーマとした講座等、様々な家庭教育の支援に向けた事業の充実を図るとともに、効果的な広報に取り組むことで、地域全体の意識を高めていきます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
「生活習慣・読書習慣チェックシート」の家庭での取組後、生活指導等に活用している幼小中学校の割合	幼稚園97.1% 小学校87.5% 中学校81.9%	幼稚園100% 小学校100% 中学校100%

(3) 家庭・地域との連携体制の確立

【施策のねらい】

子どもたちの豊かな学びに向けて、学校・園、家庭、地域の連携体制の確立に取り組みます。

【現状と課題】

ア 幼稚園においては、ゲストティーチャー※や地域に住むお年寄りの方等との交流をはじめ、地域の各所へ出かけたり地域行事に参加したりして、幼児の体験をより豊かにする取組を進めています。今後、さらに取組の充実を図りながら、その経験を生かし日々の教育内容につなげていくことが必要です。

※ ゲストティーチャー・・・保育・授業や活動内容にあった専門的な技術や知識を有する方で、教員と連携しながら保育・授業を行う一般の方。

イ 幼児の育ちをめぐる環境の変化に伴い、幼児が家庭や地域において、基本的な生活習慣や、挨拶、生活のルール等を身に付けていく機会が減少していることから、幼稚園、家庭、地域が一体となって、幼児期にふさわしい生活のルールや善悪の判断等を培っていくことが必要です。

ウ 幼稚園においては、未就園児の会※や園庭開放を行い、子どもや保護者同士の交流の場を提供しています。少子化等の影響もあり、参加者数は減少傾向ですが、参加者からの要望は多様化しています。

※ 未就園児の会・・・子育て支援を目的に各幼稚園で行っている未就園の子どもと保護者が遊ぶ会。月1～2回程度実施。

エ 学校においては、登下校時の見守りや読書指導等を通して、保護者や地域のボランティアの協力を得た取組を進めています。今後、学校のニーズに合った人材を確保したり、ボランティア活動等を調整したりする体制をさらに推進するため、家庭・地域との連携を進めていくことが必要です。

【今後の方向性】

- **ゲストティーチャーを招いた活動や地域との交流**
 - ・ 幼稚園等においては、ゲストティーチャーを招いた活動や、地域のお年寄りなど異世代の方々との交流及び地域行事への参加等を通して、幼児の体験を多様にし、興味・関心の芽がより広がるよう、取組内容の充実を図るとともに、その経験が幼児のその後の遊びや学びに生かしていけるよう努めます。
- **家庭・地域と一体となって行う道徳性・規範意識の育成**
 - ・ 挨拶の大切さをはじめ、集団生活のルールや忍耐力、規範意識等の力をつけていけるよう、学校・園、家庭、地域が一体となって取り組みます。
- **地域との連携による子育て支援の充実**
 - ・ 地域の子育て支援センター等と連携し、未就園児の会の運営方法を見直し、効果的な運営を図ります。
- **児童生徒の多様な学びのための地域人材の活用**
 - ・ 各学校に配置された地域コーディネーターを中心に、学校のニーズに応じて、地域住民や学生等によるボランティア等の人材の活用を進めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
地域の子育て支援センターと連携した未就園児の会を行っている幼稚園	0園	10園

(4) 放課後児童クラブの充実

【施策のねらい】

計画的に施設の改修整備を進め、適正な児童の放課後等の居場所を確保します。

【現状と課題】

- ア 放課後児童クラブのニーズが年々高くなり、保護者等の放課後児童クラブ設置を求める声が高まっています。
- イ 放課後児童クラブの利用児童数の増加による施設の狭あい化、老朽化に伴い、施設の整備を計画的に進めていく必要があります。
- ウ 市内には放課後児童クラブが未設置となっている小学校区があり、今後も、地域の状況やニーズを把握し、関係者と相談しながら、放課後児童クラブの設置を検討する必要があります。

【今後の方向性】

● 放課後児童クラブの計画的な施設整備

- 放課後児童クラブの施設整備については、施設の狭あい化・老朽化の状況を把握した上で、緊急性・必要性等を踏まえ、津市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に改修整備を進めます。
また、適正な児童の放課後等の居場所を確保する観点から、配置と総量の適正化に努めます。
- 放課後児童クラブが未設置の小学校区においては、地域の要望、保護者等の運営委員会の状況等を把握し、放課後児童クラブの設置を基本に検討を進めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
放課後児童クラブの未設置校区	9校区	6校区

(5) 放課後児童クラブの支援

【施策のねらい】

放課後児童クラブを運営する保護者等の運営事務の負担を軽減します。

【現状と課題】

- ア 本市の放課後児童クラブの運営主体の多くは保護者会であり、近年、保護者会役員が1～2年で交代するため、会計事務をはじめとする放課後児童クラブの運営事務が大きな負担となっています。このため、放課後児童クラブを運営する保護者等の運営事務の負担を軽減する取組を実施する必要があります。
- イ 児童の安心安全な放課後の居場所づくりのために、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等の配置が必要です。放課後児童クラブの運営が一層充実するよう、適切に放課後児童支援員等を確保していく必要があります。
- ウ 放課後児童支援員等は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研さんに励みながら、必要な知識及び技能を持って育成支援にあたる役割を担うため、放課後児童支援員等の資質向上を図る必要があります。

【今後の方向性】

- 保護者等の負担の軽減
 - ・ 全ての放課後児童クラブの運営者と懇談する機会を持ち、各放課後児童クラブの抱える課題等の把握に努めます。
 - ・ 放課後児童クラブの運営マニュアルを活用した運営研修の実施や、会計事務等への支援を実施し、放課後児童クラブを運営する保護者等の運営事務の負担軽減を図ります。
- 放課後児童支援員等の確保
 - ・ 各放課後児童クラブが行う放課後児童支援員等の募集活動への支援として、広報津やホームページを活用し、募集に関する情報提供を行うとともに、登録制の実施や、校長及び関係機関の協力を得た募集活動の実施など、放課後児童支援員等の確保に向けた種々の取組を進めます。

基本目標② 地域に根差した教育の充実
基本施策4 地域とともに進める教育

● 放課後児童支援員等の資質向上

- ・ 行政研修や津市放課後児童クラブ研究大会を開催し、特別支援教育、防災・危機管理、健康教育、児童の指導等についての研修を行い、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017 年 （平成 29 年）度）	目標（2022 年度）
放課後児童支援員等の行政研修等 への参加回数	1. 84回	2. 00回

(6) 放課後子供教室※の取組

【施策のねらい】

安全で安心な居場所の確保のために、放課後子供教室を設置します。

【現状と課題】

ア 本市では、各小学校区を単位に放課後児童クラブの設置を積極的に進めてきましたが、現在も、放課後児童クラブが未設置となっている小学校区があります。このような放課後児童クラブの組織化が困難な小学校区をはじめとして、放課後等における安全で安心な居場所の確保を必要とする小学校区への支援が求められています。

【今後の方向性】

● 放課後子供教室の設置に向けて

- ・ 放課後児童クラブの設置を基本としつつも、児童数の減少等を背景に、放課後児童クラブの組織化が困難な小学校区を中心として、地域のニーズがあった場合は、放課後等における安全で安心な居場所を確保するための一助として、放課後子供教室の設置を検討していきます。

【施策達成目標】

放課後児童クラブの組織化が困難な小学校区を中心として、地域のニーズに応じて安全で安心な居場所の確保のために、放課後子供教室を設置します。

※ 放課後子供教室・・・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とする放課後児童クラブに対し、放課後子供教室は、小学校の全ての児童を対象に、小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組。

(7) 青少年の健全育成

【施策のねらい】

関係機関や地域等と連携し、青少年の健全育成を図ります。

【現状と課題】

ア ニート、ひきこもり、不登校等、青少年が抱える問題は多様化していることから、青少年が悩みを抱えた時に安心して相談できる機会を設け、一人で悩みを抱え込まないよう相談活動を進める必要があります。現状では、青少年の相談件数は減少傾向にあります。今後も、青少年の身近な相談機関である青少年センターでの相談について、周知を図っていく必要があります。

また、悩みを抱える青少年や、非行その他の青少年の問題行動に悩む保護者の相談に対し、関係機関と連携し適切な援助を行うことが必要です。

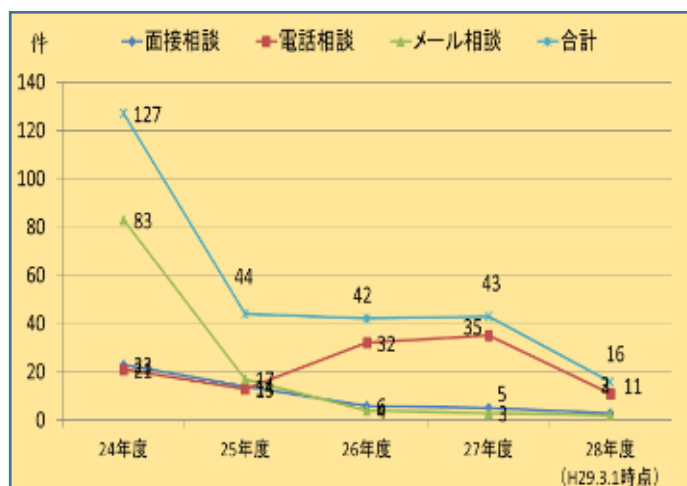
イ 青少年の健全育成を図るため、青少年が抱える問題に対し、関係機関、

家庭、地域が連携し、総合的に取組を進める必要があります。

ウ 非行防止活動の強化を図るため、青少年センターによる中央街頭指導及び地区育成組織による街頭指導を実施する必要があります。

エ 関係機関及び青少年育成関係団体がそれぞれの役割及び責任を果たして、協力体制を構築し、青少年の健全育成のための様々な取組が行われています。今後も、青少年育成関係団体への支援を通して、啓発や有害環境への適切な対応を図る等、より一層、安全・安心に過ごせる環境づくりに努める必要があります。

オ 合併から10年以上が過ぎ、新成人が主体となった実行委員会の組織による成人式の企画・運営が定着しています。また、成人式への新成人の出席率も年々向上しています。今後は、さらに成人式の内容を充実させる必要があります。



【青少年の相談件数】

基本目標② 地域に根差した教育の充実
基本施策4 地域とともに進める教育

【今後の方向性】

● **青少年に対する相談の実施**

- ・ 青少年が安心して、いつでも相談できるよう、電子メールによる相談、面接相談及び24時間体制の電話相談を実施するとともに、青少年により活用されるよう、一層の周知を図ります。

また、寄せられた相談に対し、関係機関と連携し、適切な援助を行います。



【悩み相談・街頭指導啓発グッズ】

● **青少年健全育成活動の実施**

- ・ 津警察署、津南警察署、中勢児童相談所等の関係機関や、津市青少年育成市民会議、地区育成組織等の団体と連携するとともに各団体への支援を通して、啓発活動、非行防止活動、有害環境浄化活動などの活性化を図ります。
- ・ 中央青少年育成指導員及び地区青少年育成指導員を委嘱し、地域と連携し



【街頭啓発指導の様子】

た街頭指導を実施します。また、街頭指導の実施場所を広げたり、積極的に声かけを行ったりすることにより、非行の未然防止の強化を図ります。さらに、学校及び関係機関と情報共有し、非行防止を図るとともに、青少年の安全の確保に努めます。

● **成人式実行委員会への支援**

- ・ 自立した社会人として責任ある態度を持ち、よりよい社会を築くために貢献しようとする新成人を祝い、励ます式となるよう、成人式実行委員会による企画・運営に対して支援を行い、内容の充実を図ります。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
「愛の声かけ」回数	6,876回	8,000回
新成人の成人式への出席率	73.3%	83.0%

※ 「愛の声かけ」回数の現状は、平成28年度時点の数値。

(1) 生涯学習活動の支援

【施策のねらい】

生涯学習活動を始めるきっかけづくりや、生涯学習の機会の拡充を図ります。

【現状と課題】

- ア 市民が生涯学習活動を始めるきっかけをつくるため、生涯学習情報バンク及び生涯学習支援ボランティア制度により、地域で活動している団体等の情報や、学習活動に必要な講師やボランティアの情報を提供しています。いずれの制度も登録数が減少傾向にあります。
- イ 市民が主体的に生涯学習活動を行うには、中心となって活動する指導者を育てていく必要があり、生涯学習情報バンク登録団体などの講師やボランティアを対象とした研修をしています。
- ウ 公民館が地域づくりや人づくりを進める拠点となるよう、地域の人材育成に取り組む必要があります。また、地域コミュニティの希薄化が進んでいると言われる中、公民館が地域の人と人をつなぐ機能を果たしていくことが課題となっています。
- エ 三重大学等の高等教育機関及び社会教育機関と連携し、歴史講座など様々なテーマの講座を開催しています。さらに、専門化・高度化する市民のニーズへ対応する必要があります。
- オ 津市PTA連合会や津市婦人会連絡協議会等の地域での社会教育活動を行う団体の健全な育成を図るとともに、社会教育を振興するため、団体の実施する公益的活動に対して財政的支援を行っています。

【今後の方向性】

- 生涯学習情報バンク、生涯学習支援ボランティア制度の活用
 - ・ 市民が気軽に利用や登録ができるよう、ホームページなどで引き続き周知を行い、同時に活動の様子を紹介するなど魅力のある情報発信に努めます。

基本目標③ 自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて

基本施策5 生涯学習の推進

● リーダー研修の実施

- ・ 今後も継続して生涯学習情報バンク制度登録団体などの講師やボランティアを対象とした研修を実施する中で、指導者を中心とした自主的な活動により、市民の主体的な生涯学習への支援につなげていきます。

● 公民館活動の充実

- ・ ボランティアを養成する講座をはじめ、人材を育成する講座の開催による地域の人材育成、多世代の人たちの生きがいづくりをめざす講座の開催による公民館の活性化を推進します。また、公民館長がコーディネーターとして受講生や講座修了生の仲間づくりを支援し、社会教育の立場から地域の人をつなぐ地域の活動拠点としての機能を推進します。

● 専門講座の開催

- ・ 歴史講座や文学講座などの好評を得ている講座については、引き続きこれを開催し、同時にアンケート調査などで市民のニーズを常に把握し、開催する講座内容について、より充実したものとなるよう努めます。

● 社会教育団体への支援

- ・ 各団体の社会教育活動に対して、引き続き財政的な支援を行うとともに、適切な指導・助言や人材の育成に努めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
生涯学習情報バンク登録団体数	143団体	160団体
地域力創造セミナー※の開催数※	261講座	290講座

※ 地域力創造セミナーの開催数の現状は、平成28年度時点の数値。

※ 地域力創造セミナー・・・地域を活性化することや地域おこしの担い手として、人づくりやまちづくりに繋げる人材の育成を目指した講座。

(2) 社会教育施設等の整備・充実

【施策のねらい】

地域の人々の活動拠点として社会教育施設等の整備充実をします。

【現状と課題】

- ア 学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を地域の住民に開放しています。生涯学習や社会体育活動を行う機会と場所を提供するためには、地域住民のニーズにあった体育施設の在り方について、検討していく必要があります。
- イ 青少年野外活動センターは市内で唯一の宿泊機能を有した社会教育施設であり、野外活動や青少年の体験活動の場として活用されていますが、施設の老朽化や設備の更新が課題となっています。年間の利用者は約4万人と安定しているものの、利便性を高めて利用促進を図る必要があります。
- ウ 市内には53の公民館施設が設置され、地域における生涯学習及び地域コミュニティ活動の場として活用されていますが、昭和40年代に建築された施設もあり、今後快適な学習環境の場づくりに取り組んでいく必要があります。

【今後の方向性】

- 小中学校の体育施設の開放
 - ・ 学校体育施設の開放は、住民の生涯学習や社会体育活動を促進するとともに、地域コミュニティの役割が期待できることから、市民のニーズに応えた、より多くの方がより円滑な利用ができるよう、地域・学校及び行政で支える仕組みづくりに努めます。
- 青少年野外活動センターの活用
 - ・ 安全で快適な施設利用環境づくりのために、計画的な施設修繕が行えるよう財政的な支援を行います。また、公用バスを活用した利用者の送迎等を行うことにより、当センターの利便性の向上にも努めていきます。

基本目標③ 自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて

基本施策5 生涯学習の推進

● **公民館の計画的な改修整備**

- ・ 利用者の安全を確保し、安心して利用できる施設環境を整備するため、老朽化している施設について、津市公共施設等総合管理計画に基づき、利用状況や地域の特性等を踏まえながら、その実情に応じた整備と運営に努めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
学校体育施設開放（延べ利用回数）	20,838回	22,000回
野外活動センターの活用（利用者数）	39,606人	42,000人

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

(3) 地域における人権教育の推進

【施策のねらい】

地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図り、人権尊重の地域づくりが継続的に取り組まれるように支援します。

【現状と課題】

- ア 現在も様々な人権問題が存在しており、地域の中で人権課題の解決に向けて取り組む人権ネットワーク等の活動を支援していく必要があります。
- イ 地域の人権研修等を通して、次世代の育成に取り組み、人権尊重の地域づくりが継続的に取り組まれるよう支援していく必要があります。
- ウ 多様化する人権問題や地域の人権課題を解決するため、学校や職場以外に地域の中で幅広い年齢層の住民が人権について学ぶことのできる機会が必要です。
- エ 教育集会所は、地域の人権啓発・人権教育の拠点施設としてこれまで大きな役割を果たしてきました。今後も地域の人権課題を踏まえながら取組を充実させていく必要があります。

【今後の方向性】

- 各地域の人権ネットワークの支援
 - ・ 地域や各種団体との連携と交流を進め、多様性に富んだ地域の人権文化の構築と住民主体の人権ネットワーク活動を支援します。



【人権ネットワーク活動の様子（ステージ発表・展示）】

基本目標③ 自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて

基本施策5 生涯学習の推進

● 次世代の育成支援

- ・ 人権尊重の地域づくりが継続的に進められるように、次世代を担う若者の人権ネットワーク活動を支援します。



【高校生・青年を対象とした交流会の様子】

● 人権出前講座・人権教育講演会の実施

- ・ 地域の人権課題に応じた人権教育講演会を企画し、市民の人権に関する理解と豊かな人権感覚を育むための機会を充実させていきます。

● 人権啓発・人権教育活動の実施

- ・ 多様化する人権問題や地域の人権課題の解決に向け、教育集会所において地域住民に対しての人権学習会等の人権啓発・人権教育活動を実施していきます。



【人権教育講演会の様子】



【教育集会所での点字教室の様子】

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
各中学校区の人権ネットワークを構成する委員等を対象とした人権講演会・研修会の実施率	60.0%	80.0%

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

(4) 図書館機能の充実

【施策のねらい】

図書館登録者が減少する中、多様化する利用者のニーズに応え、環境整備を進め、図書館の利用促進を図ります。

【現状と課題】

ア 貸出登録者数が減少していることから、利用の促進を図るため、多様化する利用者ニーズに合った図書館サービスのあり方を追究していく必要があります。

イ 障がいの有無等にかかわらず、あらゆる世代の方が、読書を楽しむことができるよう、資料や機器類の整備・充実を進める必要があります。

ウ 市民の知へのニーズが多様化する中、様々な疑問を解決するために、迅速かつ的確な資料の提供等が可能なレファレンスサービス※の充実が必要です。

※ レファレンスサービス・・・情報を求めている利用者に対して、図書館員が提供する個人的援助。

エ 本市が所有する古文書については、劣化の防止や来館することなく検索ができるデータベース化に取り組んでいますが、量的に多く、今後、整備に長期間を要する見込みです。

オ インターネット環境の普及等を背景に、図書館のホームページにおける図書の検索性等は増加しており、機能や情報の紹介をより分かりやすくする充実や工夫が必要です。

また、今後の高齢化社会を踏まえ、非来館者へのサービスの研究を進める必要があります。

カ 市にゆかりがある作家の著作や、歴史・地域文化・伝統文化に関する郷土資料等の積極的な収集に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

● 図書館の利用促進

- ・ 利用者の要望に応えられる資料や情報の一層の充実を図ります。

基本目標③ 自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて

基本施策5 生涯学習の推進

・ 図書館サービスのあり方について、先進事例調査・研究を行うことともに、図書館の最新情報やこれからの取組を積極的に発信し、行ってみたくなる身近な施設として、より多くの市民が図書館への関心を深められるような取組を進めることにより、来館者数・貸出登録者数の増加に努めます。

● 図書館サービスの充実

- ・ 大活字本などの図書資料や録音図書の整備を進め、誰もが読書を楽しめる図書館をめざします。
- ・ レファレンスサービスに役立つ様々な分野にかかる最新資料の充実を図るとともに、職員のレファレンスサービスに関する能力の向上をめざします。
- ・ 本市が所有する古文書を、将来にわたり適切に保管していくため、引き続きデータベース化に取り組んでいきます。

なお、データベース化をできるだけ早く終了することができるよう、手法等に関する見直しについても併せて検討していきます。

- ・ 新たな技術革新を背景に、インターネットの環境はさらに進化し、高度化することが想定されます。図書館のホームページにおいても検索をはじめとする様々な機能の充実や、本の表紙や読者の感想の表示等、多くの情報を効果的に提供できるよう努めます。
- ・ 地域の重要な郷土資料等が散逸することのないよう、積極的に収集・保存を図り、調査・研究に対応できるよう努めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
貸出登録者数	31,236人	33,000人

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

(5) 読書活動の推進

【施策のねらい】

乳幼児から大人までを対象とした様々な年代への読書活動の推進を図り、読書の大切さを伝えていきます。

【現状と課題】

- ア 乳幼児期における身近な人による絵本の読み聞かせは、子どもたちの豊かな心を育て、読書への意欲を高めることにつながります。乳幼児と保護者への読書機会の提供・充実を図る必要があります。
- イ 児童生徒の学年に合わせた読書案内や児童参加のイベント等を実施して読書活動の推進に努めています。しかし、インターネット環境の普及や子どもたちを取り巻く生活環境の変化、余暇時間の過ごし方の多様化により、小学生に比べ、中・高校生の読書量は減少傾向であり、その解消を図る必要があります。
- ウ 手づくり絵本教室や手づくり絵本コンクールの開催をはじめ、幅広い年齢層に向けた各種講座やイベント、子どもの読書活動を支えるボランティアのための養成講座を開催しています。今後、子どもから大人までが読書への興味や関心を、さらに高められるような新たな講座等についても検討していく必要があります。
- エ 従来の広報紙等のほか、スマートフォンの普及等に伴うSNS等の新たな媒体を活用して、読書活動の推進に関する情報や啓発資料を提供していく必要があります。

【今後の方向性】

- 読書活動の推進に向けて
 - ・ 乳幼児と保護者へのサービスとして、おはなし会等の開催をはじめ、ブックスタート※関連事業の実施により、乳幼児期から読書が習慣として身に付くような環境づくりに努めます。また、おはなし会等の中で図書館利用案内、ブックリストの配布を行い、子どもの読書活動への啓発を図ります。

※ ブックスタート・・・赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を贈る活動のこと。

基本目標③ 自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて

基本施策5 生涯学習の推進

- ・ 学校と協働した児童生徒への魅力ある読書案内を行うとともに、読書から遠ざかりやすい時期である中・高校生が興味や関心を持つような資料の提供や参加型のイベントを実施し、読書活動を推進していきます。
 - ・ 手づくり絵本コンクールについては内容を検証しながら実施し、子どもの読書活動を充実させるような新たな企画についても検討していきます。
 - ・ 子ども読書活動推進会議での意見を踏まえ、学校・家庭・地域・図書館等が連携し、子どもの読書環境の充実に努めます。
- 各種媒体による広報活動
- ・ 従来の広報紙等に加え、SNS等を利用し、市内の各図書館案内をはじめ、ボランティアの紹介、講座・イベントの情報やおすすめ本の紹介等、様々な情報発信に取り組むことで、より多くの市民が図書館への関心を持ち、また、読書の大切さの意識が高まるよう努めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
各種講座・イベント等の実施回数	542回	570回
各種講座・イベント等の参加者数	10,134人	10,700人

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

※ 図書館9館1室の各種講座・イベント等の累計。

(1) 文化財の保存と活用

【施策のねらい】

地域固有の歴史を伝える文化財の適切な保存・管理を行い、市民の共有財産としての文化財の活用を図ります。

【現状と課題】

- ア 文化財は、地域固有の歴史・文化を伝えるもので、これらを未来へ継承していくためには、本市の歴史・文化に関する重要なものを、指定文化財等として保護し、その所有者に対して財政的支援を行うなど、適切な保存・管理と公開・活用を行う必要があります。
- イ 約230年にわたり北畠氏の本拠地であった多気（美杉地域）には、館跡や城跡のほか寺院跡等が数多く残っており、北畠氏の築いた城下の構造を解明するため、専門家の指導を受けながら引き続き計画的な調査を行っていく必要があります。
- ウ 約400年前に藤堂高虎によって修築された津城跡は、石垣の傷みが各所で認められることから、専門家の意見を聞きながら、修理箇所や修理方法の検討を行う必要があります。
- エ 県内唯一の国宝建造物となった専修寺御影堂と如来堂は、全国屈指の規模を誇る江戸時代の建造物であり、環濠や古い町並みが残る一身田寺内町も含めて、市内外の多くの方にその文化財としての価値や魅力について伝えていく必要があります。

【今後の方向性】

● 文化財の保存と活用

- 市内の文化財の把握、調査を行い、重要なものについては文化財の指定を進めます。指定によって散逸・消滅の危機にある文化財を保護できることや、地域の誇りが増えることによって地域の活性化に繋がることが期待できます。また、地域に数多く所在する未指定の文化財も含めて、新たな文化財保護の考え方を踏まえ、文化財の保存と活用を図ります。なお、旧明村役場庁舎につい

基本目標③ 自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて

基本施策6 歴史的資源の保存活用

では、文化財としての公開活用を基本にし、地域コミュニティとしての活用も含めて、地域の方の協力を得ながら積極的な活用に努めます。

● 多気北畠氏遺跡の調査

- ・ 多気北畠氏遺跡については、年次計画を作成して発掘調査や測量調査を継続して実施し、その歴史的な価値を明らかにしていくよう努めます。

● 津城跡の修理

- ・ 津城跡石垣の修理箇所や修理方法については、年次計画を作成して必要箇所の修理を行い、津城跡石垣の適切な保存と同時に、市民の安全な公園利用を図ります。

● 国宝専修寺御影堂・如来堂及び一身田寺内町についての情報発信

- ・ 国宝指定された御影堂と如来堂をはじめとして、その周囲の一身田寺内町について、文化財としての価値や魅力を市民の方が理解できるよう講座の開催やパンフレットの作成を行うとともに、地域や庁内関係部局と連携しながら情報発信していくよう努めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
市内の指定・登録文化財数	432件	440件
旧明村役場庁舎の利用者数	—	8,000人

(2) 伝統文化の継承

【施策のねらい】

無形民俗文化財等の伝統文化の継承に努めるとともに、次世代の子どもたちが歴史・文化に触れる機会の創出に努めます。

【現状と課題】

- ア かんこ踊りや獅子舞等地域に継承されている無形民俗文化財の伝承活動事業に必要な補助金を交付するなど財政支援を行っていますが、過疎化・少子高齢化に伴って地域コミュニティで構成される保存会などの担い手の不足により存続が困難になりつつあります。
- イ 民俗芸能や伝統行事については、市ホームページを利用して周知を行っています。多くの方に見ていただくことが保存会等の励みになり、保存・継承へとつながっていくことから、これらを広く周知するため、情報発信の手法を検討する必要があります。
- ウ 子どもたちが歴史・文化に触れることができる事業として、一身田寺内町で行う「歴史まるごと体験塾」や谷川土清旧宅で行う「親子洞津谷川塾」を毎年開催していますが、次世代に伝統文化を継承していくためには、子どもたちが自分の住む地域に興味や愛着を持つことが必要であることから、新たな事業展開による学習の機会を創出する必要があります。

【今後の方向性】

● 伝承活動事業への支援

- ・ 伝承活動事業等に対する必要な補助金の交付を継続するとともに、調査や映像記録等によって無形民俗文化財の保存を図っていきます。また、これらを次世代へ継承していくため、新たな参加者を募ったり、担い手の発掘・育成等を行ったりする等の方策を地域と協働しながら進めていきます。

● 伝承活動の周知

- ・ 市ホームページ上に引き続き情報提供を行うとともに、日々進歩する新たな情報発信ツールを利用した周知に努めます。

基本目標③ 自分らしく心豊かに輝けるまちづくりに向けて

基本施策6 歴史的資源の保存活用

● 次世代への伝統文化の継承

- ・ 従来の事業は継続する一方で、次世代を担う子どもたちの地域への興味・関心が高まるよう、自分たちが住む身近にある歴史・文化を学習できる機会の提供を行います。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017 年 （平成 29 年）度）	目標（2022 年度）
伝承活動事業に対する市補助金交付件数	26 件	30 件

(3) 歴史資料の公開・活用

【施策のねらい】

歴史資料の効率的な管理を行い、市内の資料館等の施設において、津市の魅力ある歴史・文化を発信できるよう、公開・活用を進めます。

【現状と課題】

- ア 市内の資料館等の施設は、老朽化等による休館にともない、他の公共施設への移転や複合化を要する施設が生じるなど、施設の規模や運営形態に変化があります。また、歴史資料は、常設展示が中心となっていて変化に乏しいことから、全体的に入館者数が減少傾向にあります。
- イ これまでに収集された歴史資料は、各地域の資料館や埋蔵文化財センターで分散保管されていることから、効率的な管理を行う必要があります。

【今後の方向性】

● 歴史資料の公開普及

- 市内の資料館等では、定期的な企画展示など、文化財や収蔵資料の公開を行い、地域の歴史を広く紹介していくことで、入館者の確保に努めます。また、記念行事等の機会を捉えて、津市の魅力ある歴史・文化を発信できるような展覧会を実施します。
- 今後も歴史資料の収集・発掘を続け、適切かつ効率的な保存・管理に努めるとともに、収蔵庫の集約化を進めます。

【施策達成目標】

取組内容	現状（2017年 （平成29年）度）	目標（2022年度）
資料館等の入館者数	19,588人	21,000人

※ 現状は、平成28年度時点の数値。

津市教育振興ビジョン

発行 平成30年4月

編集 津市教育委員会事務局 教育総務課
津市西丸之内37番8号

電話 059-229-3292
